

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
平成 2 7 年 4 月 2 8 日施行 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日変更 送配電等業務指針 電力広域的運営推進機関	平成 2 7 年 4 月 2 8 日施行 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日変更 送配電等業務指針 電力広域的運営推進機関

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(変更履歴) 平成 2 7 年 4 月 2 8 日 施行 平成 2 7 年 8 月 3 1 日 変更 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 8 年 7 月 1 1 日 変更 平成 2 8 年 1 0 月 1 8 日 変更 平成 2 9 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 9 月 6 日 変更 平成 3 0 年 6 月 2 9 日 変更 平成 3 0 年 1 0 月 1 日 変更 平成 3 1 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和元年 1 2 月 1 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 3 月 3 0 日 変更 令和 2 年 4 月 1 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 2 年 1 0 月 1 日 変更	(変更履歴) 平成 2 7 年 4 月 2 8 日 施行 平成 2 7 年 8 月 3 1 日 変更 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 8 年 7 月 1 1 日 変更 平成 2 8 年 1 0 月 1 8 日 変更 平成 2 9 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 9 月 6 日 変更 平成 3 0 年 6 月 2 9 日 変更 平成 3 0 年 1 0 月 1 日 変更 平成 3 1 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和元年 1 2 月 1 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 3 月 3 0 日 変更 令和 2 年 4 月 1 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 2 年 1 0 月 1 日 変更 令和 年 月 日 変更

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
（目的） 第 1 条 この送配電等業務指針（以下「本指針」という。）は、電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号、以下「法」という。）第 2 8 条の 4 0 第 3 号及び第 2 8 条の 4 5 の規定に基づき、一般送配電事業者及び送電事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務の実施に関する基本的な事項等を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。	（目的） 第 1 条 この送配電等業務指針（以下「本指針」という。）は、電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号、以下「法」という。）第 2 8 条の 4 0 <u>第 1 項</u>第 3 号及び第 2 8 条の 4 5 の規定に基づき、一般送配電事業者及び送電事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務の実施に関する基本的な事項等を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。
（供給区域需要の想定） 第 4 条 （略） 2 一般送配電事業者は、供給区域需要の想定に当たっては、本機関が業務規程第 2 2 条第 2 項に<u>基づき</u>公表する経済見通しその他の情報、直近の需要動向、需要の実績、供給区域の個別事情その他適切に需要想定を行うに当たり必要となる事項を考慮しなければならない。 3 （略）	（供給区域需要の想定） 第 4 条 （略） 2 一般送配電事業者は、供給区域需要の想定に当たっては、本機関が業務規程第 2 2 条第 2 項の<u>規定により</u>公表する経済見通しその他の情報、直近の需要動向、需要の実績、供給区域の個別事情その他適切に需要想定を行うに当たり必要となる事項を考慮しなければならない。 3 （略）
（小売需要の想定の検証） 第 7 条 小売電気事業者等は、第 5 条第 2 項及び第 3 項に<u>準じ</u>、小売需要の実績と需要想定との差異について比較し、その差異について検証を行う。 2 （略）	（小売需要の想定の検証） 第 7 条 小売電気事業者等は、第 5 条第 2 項及び第 3 項の<u>規定に準じて</u>、小売需要の実績と需要想定との差異について比較し、その差異について検証を行う。 2 （略）
（供給計画の案の提出） 第 8 条 （略） 2 電気事業者は、業務規程第 2 6 条第 1 項に<u>基づき</u>、本機関から供給計画の案の見直しの要請を受け、見直後の供給計画の案を提出する場合には、本機関に対し、見直しを行った箇所について説明しなければならない。	（供給計画の案の提出） 第 8 条 （略） 2 電気事業者は、業務規程第 2 6 条第 1 項の<u>規定により</u>、本機関から供給計画の案の見直しの要請を受け、<u>見直し後の供給計画の案を提出する場合には</u>、本機関に対し、見直しを行った箇所について説明しなければならない。
（供給計画の案の調整等における考慮事項） 第 1 3 条 （略） 一 （略） ア 供給計画における需要想定と業務規程第 2 3 条第 1 項に<u>基づき</u>提出を受けた需要想定との間の相違の有無及び程度 イ～カ （略） 二～四 （略）	（供給計画の案の調整等における考慮事項） 第 1 3 条 （略） 一 （略） ア 供給計画における需要想定と業務規程第 2 3 条第 1 項の<u>規定により</u>提出を受けた需要想定との間の相違の有無及び程度 イ～カ （略） 二～四 （略）
（供給計画の取りまとめ等に関する本機関への協力） 第 1 5 条 電気事業者は、業務規程第 2 6 条第 1 項及び第 2 8 条第 1 項に<u>基づき</u>、提出した供給計画の案又は供給計画の根拠及び考え方を聴取されたときは、速やかにこれに応じなければならない。 2 電気供給事業者は、業務規程第 2 8 条第 3 項に<u>基づき</u>、本機関から需給バランス評価に当たって、必要な情報の提供その他の協力を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。	（供給計画の取りまとめ等に関する本機関への協力） 第 1 5 条 電気事業者は、業務規程第 2 6 条第 1 項及び第 2 8 条第 1 項の<u>規定により</u>、提出した供給計画の案又は供給計画の根拠及び考え方を聴取されたときは、速やかにこれに応じなければならない。 2 電気供給事業者は、業務規程第 2 8 条第 3 項の<u>規定により</u>、本機関から需給バランス評価に当たって、必要な情報の提供その他の協力を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。
（マニュアルの遵守等） 第 1 5 条の 3 市場参加資格事業者は、本機関が業務規程第 3 2 条の 4 に<u>基づき</u>作成する容量市場システムマニュアル及び業務規程第 3 2 条の 5 に<u>基づき</u>策定する容量市場業務マニュアルを遵守しなければならない。	（マニュアルの遵守等） 第 1 5 条の 3 市場参加資格事業者は、本機関が業務規程第 3 2 条の 4 の<u>規定により</u>作成する容量市場システムマニュアル及び業務規程第 3 2 条の 5 の<u>規定により</u>策定する容量市場業務マニュアルを遵守しなければならない。
（容量オークションの参加条件） 第 1 5 条の 4 業務規程第 3 2 条の 2 第 1 項第 1 号に<u>基づき</u>本機関が実施するメインオークションの参加条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする（ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び供給区域の供給力に計上できない電源は除く。）。	（容量オークションの参加条件） 第 1 5 条の 4 業務規程第 3 2 条の 2 第 1 項第 1 号の<u>規定により</u>本機関が実施するメインオークションの参加条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする（ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び供給区域の供給力に計上できない電源は除く。）。

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
一 次のアからエのいずれかに該当する電源により、期待容量が1,000キロワット以上の安定的な供給力を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者（以下「安定電源提供者」という。）であること。 ア～エ （略） 二 （略） 三 次のアからウのいずれかに該当する電源又は特定抑制依頼（電気事業法施行規則第1条第2項第8号に定める。）等により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力（同一供給区域に属する複数の電源等を組み合わせる場合を含む。）を提供する事業者（ただし、前号ア又はイに該当する電源及びそれら電源のみを組み合わせる提供事業者を除く。以下「発動指令電源提供者」という。）であること。 ア～ウ （略） 2 業務規程第32条の2第2号に<u>基づき</u>本機関が実施する追加オークションの参加条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする（ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び供給区域の供給力に計上できない電源は除く。）。 一 業務規程第32条の2第2号アに<u>基づき</u>調達オークションを実施する場合 次のアからウのいずれかの事業者であって、同アからウに記載する条件を満たしていること。 ア 前項第1号から第3号のいずれかに該当する事業者 調達オークションの実需給年度を対象とするメインオークションに応札し、落札できなかったこと、又は、新設等やむを得ない事由により当該調達オークションの実需給年度を対象とするメインオークションに参加できなかったこと（ただし、前項第3号に該当する事業者は実効容量を確定している者に限る。）。 イ～ウ （略） 二 業務規程第32条の2第2号イに<u>基づき</u>リリースオークションを実施する場合 前項第1号から第3号のいずれかに該当する事業者が当該リリースオークションの実需給年度を対象とするメインオークションで落札し、容量提供事業者になっていること（ただし、前項第3号に該当する事業者は実効容量を確定している者に限る。）。	一 次のアからエ<u>まで</u>のいずれかに該当する電源により、期待容量が1,000キロワット以上の安定的な供給力を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者（以下「安定電源提供者」という。）であること。 ア～エ （略） 二 （略） 三 次のアからウ<u>まで</u>のいずれかに該当する電源又は特定抑制依頼（電気事業法施行規則第1条第2項第8号に定める。）等により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力（同一供給区域に属する複数の電源等を組み合わせる場合を含む。）を提供する事業者（ただし、前号ア又はイに該当する電源及びそれら電源のみを組み合わせる提供事業者を除く。以下「発動指令電源提供者」という。）であること。 ア～ウ （略） 2 業務規程第32条の2第2号の<u>規定により</u>本機関が実施する追加オークションの参加条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする（ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び供給区域の供給力に計上できない電源は除く。）。 一 業務規程第32条の2第2号ア<u>の規定により</u>調達オークションを実施する場合 次のアからウ<u>までの</u>いずれかの事業者であって、同アからウ<u>までに</u>記載する条件を満たしていること。 ア 前項第1号から第3号<u>までの</u>いずれかに該当する事業者 調達オークションの実需給年度を対象とするメインオークションに応札し、落札できなかったこと、又は、新設等やむを得ない事由により当該調達オークションの実需給年度を対象とするメインオークションに参加できなかったこと（ただし、前項第3号<u>の規定に</u>該当する事業者は実効容量を確定している者に限る。）。 イ～ウ （略） 二 業務規程第32条の2第2号イ<u>の規定により</u>リリースオークションを実施する場合 前項第1号から第3号<u>までの</u>いずれかに該当する事業者が当該リリースオークションの実需給年度を対象とするメインオークションで落札し、容量提供事業者になっていること（ただし、前項第3号<u>の規定に</u>該当する事業者は実効容量を確定している者に限る。）。
（メインオークションにおける容量提供事業者の募集の手順） 第15条の7 （略） 一 メインオークション募集要綱の策定及び公表 本機関は、業務規程第32条の12に<u>基づき</u>、メインオークション募集要綱を策定し、公表する。 二 メインオークション需要曲線の策定及び公表 本機関は、業務規程第32条の13に<u>基づき</u>、メインオークション需要曲線を策定し、公表する。 三・四 （略）	（メインオークションにおける容量提供事業者の募集の手順） 第15条の7 （略） 一 メインオークション募集要綱の策定及び公表 本機関は、業務規程第32条の12の<u>規定により</u>、メインオークション募集要綱を策定し、公表する。 二 メインオークション需要曲線の策定及び公表 本機関は、業務規程第32条の13の<u>規定により</u>、メインオークション需要曲線を策定し、公表する。 三・四 （略）
（容量確保契約の変更又は解約に応じる義務） 第15条の11 容量提供事業者は、業務規程第32条の19第3項に<u>基づき</u>、本機関から容量確保契約の変更又は解約の要請を受けた場合は、これに応じなければならない。	（容量確保契約の変更又は解約に応じる義務） 第15条の11 容量提供事業者は、業務規程第32条の19第3項の<u>規定により</u>、本機関から容量確保契約の変更又は解約の要請を受けた場合は、これに応じなければならない。
（電源等リストの登録の申込み） 第15条の13 （略） 2 （略） 3 供給力確認対象事業者は、電源等リストの作成に当たっては、業務規程第32条の24第3項に<u>基づき</u>本機関が作成した様式を使用しなければならない。	（電源等リストの登録の申込み） 第15条の13 （略） 2 （略） 3 供給力確認対象事業者は、電源等リストの作成に当たっては、業務規程第32条の24第3項の<u>規定により</u>本機関が作成した様式を使用しなければならない。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
4 （略） （実効性テストの手順） 第15条の15 （略） 一 （略） 二 実効性テストの実施 テスト対象事業者は、前号<u>に基づき</u>本機関に報告した実施日程において、実効性テストを実施する。 三 （略） 2 （略） 3 テスト対象事業者は、第1項第3号の実効性テスト結果を記録するに当たっては、業務規程第32条の29第2項<u>に基づき</u>本機関が作成した様式を使用しなければならない。	4 （略） （実効性テストの手順） 第15条の15 （略） 一 （略） 二 実効性テストの実施 テスト対象事業者は、前号<u>の規定により</u>本機関に報告した実施日程において、実効性テストを実施する。 三 （略） 2 （略） 3 テスト対象事業者は、第1項第3号の実効性テスト結果を記録するに当たっては、業務規程第32条の29第2項<u>の規定により</u>本機関が作成した様式を使用しなければならない。
（アセスメント） 第15条の17 本機関が業務規程第32条の34<u>に基づき</u>容量提供事業者に対して実施するアセスメントは、次の各号に掲げるとおりとする。 一～四 （略） 五 需給状況と容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績の確認 実需給年度中に容量提供事業者に対して、次のアからウの手順により行う。 ア～ウ （略） 2 （略） 3 一般送配電事業者は、本機関が行うアセスメントへ協力するため、業務規程第32条の20第3項<u>に基づき</u>、本機関から関係する供給区域の容量提供事業者情報の提供を受ける。	（アセスメント） 第15条の17 本機関が業務規程第32条の34<u>の規定により</u>容量提供事業者に対して実施するアセスメントは、次の各号に掲げるとおりとする。 一～四 （略） 五 需給状況と容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績の確認 実需給年度中に容量提供事業者に対して、次のアからウ<u>までの</u>手順により行う。 ア～ウ （略） 2 （略） 3 一般送配電事業者は、本機関が行うアセスメントへ協力するため、業務規程第32条の20第3項<u>の規定により</u>、本機関から関係する供給区域の容量提供事業者情報の提供を受ける。
（差替先電源等情報の登録の<u>条件</u>） 第15条の18 （略） 2 （略） 3 前2項にかかわらず、次の各号に掲げる差替先電源等提供者は、当該各号に掲げる条件を満たしていなければ、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができないものとする。 一・二 （略） 4 （略）	（差替先電源等情報の登録条件） 第15条の18 （略） 2 （略） 3 前2項の<u>規定</u>にかかわらず、次の各号に掲げる差替先電源等提供者は、当該各号に掲げる条件を満たしていなければ、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができないものとする。 一・二 （略） 4 （略）
（電源入札等の基本要件の記載事項） 第18条 （略） 一 （略） 二 電源入札等の対象となる電源維持運用業務の内容 三 電源入札等の対象となる電源（発電用電気工作物の建設を行う事業者を募集する場合は除く。） 四 電源入札等の対象となる電源が具備すべき周波数調整機能等の条件 五 電源維持運用者が供給力を提供すべき量及び期間 六 （略） 七 電源維持運用者となる条件 八～十二 （略）	（電源入札等の基本要件の記載事項） 第18条 （略） 一 （略） 二 電源入札等の対象となる電源等維持運用業務の内容 三 電源入札等の対象となる電源<u>等</u>（発電用電気工作物の建設を行う事業者を募集する場合は除く。） 四 電源入札等の対象となる電源<u>等</u>が具備すべき周波数調整機能等の条件 五 電源<u>等</u>維持運用者が供給力を提供すべき量及び期間 六 （略） 七 電源<u>等</u>維持運用者となる条件 八～十二 （略）

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（電源入札等の応募者の条件） 第 1 9 条 電気供給事業者は、次の各号に掲げる要件を全て充足する場合に限り、業務規程第 3 8 条に<u>基づく</u>本機関の募集に対して応募することができる。 一 発電用電気工作物を維持し、運用することができる技術力があること。 二 電源維持運用業務にかかる費用（電源入札補填金は除く。）を負担する意思及び能力があること。 三～五 （略）	（電源入札等の応募者の条件） 第 1 9 条 電気供給事業者は、次の各号に掲げる要件を全て充足する場合に限り、業務規程第 3 8 条の<u>規定による</u>本機関の募集に対して応募することができる。 一 発電用電気工作物を維持し、運用すること<u>その他の供給能力の確保</u>ができる技術力があること。 二 <u>電源等</u>維持運用業務にかかる費用（電源入札補填金は除く。）を負担する意思及び能力があること。 三～五 （略）
（電源入札等の応募者の指定） 第 2 0 条 業務規程第 3 8 条第 2 項に<u>基づき</u>本機関から電源入札等の応募者の指定を受けた電気供給事業者は、特別な理由のない限り、電源入札等に応募しなければならない。 2 （略）	（電源入札等の応募者の指定） 第 2 0 条 業務規程第 3 8 条第 2 項<u>の規定により</u>本機関から電源入札等の応募者の指定を受けた電気供給事業者は、特別な理由のない限り、電源入札等に応募しなければならない。 2 （略）
（電源維持運用者の募集の手順） 第 2 1 条 電源維持運用者の募集の手順は次の各号に掲げるとおりとする。 一 電源入札等の開始の公表 本機関は、業務規程第 3 6 条第 3 項により電源入札等を開始した場合には、電源入札等の開始について公表する。 二 募集要綱の策定・公表 本機関は、電源入札等の基本要件を踏まえ、募集スケジュール、電源入札等を行う供給区域、電源入札等の対象となる電源維持運用業務の内容、同業務の実施期間、電源入札等の方式、電源入札等に応札する条件、電源入札等補填金の交付条件、電源維持運用者の電気の販売に関する条件その他必要な事項を定めた募集要綱を策定し、公表する。なお、本機関は、募集要綱の策定に当たっては、原則として会員の意見を聴取するとともに、業務規程第 5 条第 2 項に<u>基づき</u>、公表する内容を検討するものとする。 三・四 （略）	（電源<u>等</u>維持運用者の募集の手順） 第 2 1 条 電源等維持運用者の募集の手順は次の各号に掲げるとおりとする。 一 電源入札等の開始の公表 本機関は、業務規程第 3 6 条第 3 項<u>の規定</u>により電源入札等を開始した場合には、電源入札等の開始について公表する。 二 募集要綱の策定・公表 本機関は、電源入札等の基本要件を踏まえ、募集スケジュール、電源入札等を行う供給区域、電源入札等の対象となる電源等維持運用業務の内容、同業務の実施期間、電源入札等の方式、電源入札等に応札する条件、電源入札等補填金の交付条件、電源等維持運用者の電気の販売に関する条件その他必要な事項を定めた募集要綱を策定し、公表する。なお、本機関は、募集要綱の策定に当たっては、原則として会員の意見を聴取するとともに、業務規程第 5 条第 2 項<u>の規定により</u>、公表する内容を検討するものとする。 三・四 （略）
（応募者の評価項目） 第 2 2 条 （略） 一～三 （略） 四 事業の実現性 供給力提供可能時期、工程遅延リスク、建設・修繕等の実現性、燃料調達の実現性 五～八 （略）	（応募者の評価項目） 第 2 2 条 （略） 一～三 （略） 四 事業の実現性 供給力提供可能時期、工程遅延リスク、建設・修繕等の実現性、燃料調達の実現性<u>等</u> 五～八 （略）
（落札者の電源維持運用業務の報告） 第 2 3 条 電源維持運用者は、本機関が定めた期日において、定期的に、発電用電気工作物の新增設又は再起動に向けた工程、供給力の提供状況その他の本機関が定める電源維持運用業務の内容を報告しなければならない。	（落札者の電源等維持運用業務の報告） 第 2 3 条 電源等維持運用者は、本機関が定めた期日において、定期的に、発電用電気工作物<u>その他の供給能力</u>の新增設又は再起動に向けた工程、供給力の提供状況その他の本機関が定める電源等維持運用業務の内容を報告しなければならない。
（調整力の確保） 第 2 5 条 （略） 2 一般送配電事業者が調整力を確保する際においては、業務規程第 1 8 1 条により公表された調整力の水準、要件等の内容や実際に想定される需給変動のリスクの大きさを踏まえるものとする。	（調整力の確保） 第 2 5 条 （略） 2 一般送配電事業者が調整力を確保する際においては、業務規程第 1 8 1 条の<u>規定により</u>公表された調整力の水準、要件等の内容や実際に想定される需給変動のリスクの大きさを踏まえるものとする。
（<u>広域系統整備</u>委員会への協力） 第 3 1 条 電気供給事業者は、<u>広域系統整備委員会</u>の要請に基づき、<u>広域系統整備委員会</u>の運営に関し	（<u>設備形成</u>に係る委員会への協力） 第 3 1 条 電気供給事業者は、<u>業務規程第 4 7 条の規定により設置された広域連系系統の設備形成等</u>に

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
て協力しなければならない。	<u>関する常設の委員会</u> （以下「 <u>設備形成に係る委員会</u> 」という。）の要請に基づき、 <u>設備形成に係る委員会</u> の運営に関して協力しなければならない。
（本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件） 第 3 3 条 業務規程第 5 1 条第 1 号に<u>基づく</u>、計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、業務規程第 5 2 条第 2 項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。 一 （略） 二 （略） ア （略） イ 市場取引状況 卸電力取引所が運営する<u>前日スポット</u>取引において、過去 1 年間に市場分断処理（約定処理の結果、地域間の売買約定量の積算量が連系線の空容量を超過し、当該空容量を制約条件として再度約定処理を行うことをいう。）を行った商品の数が、過去 1 年間の総商品数の 2 0 %以上となった場合 ウ～カ （略） 2 （略） 3 本機関は、次の各号に掲げる要件については、第 1 項により計画策定プロセスを開始したか否かにかかわらず、次の各号に掲げる頻度で要件適否の状況を取りまとめ、<u>広域系統整備委員会</u>に報告するとともに公表する。 一・二 （略） 4 本機関は、第 1 項第 2 号オの要件に基づき、計画策定プロセスを開始するか否かの確認を行った場合は、その結果を一般送配電事業者及び契約申込みを行った系統連系希望者に通知する。なお、第 9 1 条第 1 項第 2 号から第 3 号の報告に伴う結果の通知を受けた一般送配電事業者は、対象となる系統連系希望者にその旨通知する。	（本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件） 第 3 3 条 業務規程第 5 1 条第 1 号に<u>規定する</u>計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、業務規程第 5 2 条第 2 項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。 一 （略） 二 （略） ア （略） イ 市場取引状況 卸電力取引所が運営する<u>翌日</u>取引において、過去 1 年間に市場分断処理（約定処理の結果、地域間の売買約定量の積算量が連系線の空容量を超過し、当該空容量を制約条件として再度約定処理を行うことをいう。）を行った商品の数が、過去 1 年間の総商品数の 2 0 %以上となった場合 ウ～カ （略） 2 （略） 3 本機関は、次の各号に掲げる要件については、第 1 項の<u>規定</u>により計画策定プロセスを開始したか否かにかかわらず、次の各号に掲げる頻度で要件適否の状況を取りまとめ、<u>設備形成に係る委員会</u>に報告するとともに公表する。 一・二 （略） 4 本機関は、第 1 項第 2 号オの要件に基づき、計画策定プロセスを開始するか否かの確認を行った場合は、その結果を一般送配電事業者及び契約申込みを行った系統連系希望者に通知する。なお、第 9 1 条第 1 項第 2 号から第 3 号<u>までの</u>報告に伴う結果の通知を受けた一般送配電事業者は、対象となる系統連系希望者にその旨通知する。
（広域系統整備に関する提起を<u>する</u>ことができる電気供給事業者） 第 3 4 条 電気供給事業者は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に、広域系統整備に関する提起<u>する</u>ことができる。 一 安定供給に関する提起 一般送配電事業者であること 二 広域的取引の環境整備に関する提起 次のアからウを満たしていること ア～ウ （略） 三 電源設置に関する提起 次のアからエを満たしていること。 ア～エ （略） 2 （略）	（広域系統整備に関する提起を<u>行う</u>ことができる電気供給事業者） 第 3 4 条 電気供給事業者は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に、広域系統整備に関する提起を<u>行う</u>ことができる。 一 安定供給に関する提起 一般送配電事業者であること。<u> </u> 二 広域的取引の環境整備に関する提起 次のアからウ<u>まで</u>を満たしていること。<u> </u> ア～ウ （略） 三 電源設置に関する提起 次のアからエ<u>まで</u>を満たしていること。 ア～エ （略） 2 （略）
（広域系統整備に関する提起等） 第 3 5 条 （略） 一～三 （略） 四 供給先として希望する一般送配電事業者の供給<u>エリア</u> 五 （略） 2 広域系統整備に関する提起を行った電気供給事業者（以下「検討提起者」という。）のうち、前条第 1 項第 2 号又は第 3 号の提起を行った電気供給事業者は、本機関が業務規程第 5 7 条第 1 項に<u>基づき</u>、広域的な電力取引により、計画策定プロセスの検討の対象となる広域連系系統の利用を拡大しようとする電気供給事業者を募集する場合において、当該募集に応募することができる。この場合にお	（広域系統整備に関する提起等） 第 3 5 条 （略） 一～三 （略） 四 供給先として希望する一般送配電事業者の供給<u>区域</u> 五 （略） 2 広域系統整備に関する提起を行った電気供給事業者（以下「検討提起者」という。）のうち、前条第 1 項第 2 号又は第 3 号の提起を行った電気供給事業者は、本機関が業務規程第 5 7 条第 1 項の<u>規定により</u>、広域的な電力取引により、計画策定プロセスの検討の対象となる広域連系系統の利用を拡大しようとする電気供給事業者を募集する場合において、当該募集に応募することができる。この場合

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
いて、当該電気供給事業者が当該募集に応募しないときは、広域系統整備に関する提起を取り下げたものとみなす。 3 検討提起者は、本機関が業務規程第 5 9 条に<u>基づき</u>受益者及び費用負担割合を決定するまでの間は、合理的な理由が認められる場合に限り、次の各号に掲げる行為を行うことができる。 一～五 （略）	において、当該電気供給事業者が当該募集に応募しないときは、広域系統整備に関する提起を取り下げたものとみなす。 3 検討提起者は、本機関が業務規程第 5 9 条の<u>規定により</u>受益者及び費用負担割合を決定するまでの間は、合理的な理由が認められる場合に限り、次の各号に掲げる行為を行うことができる。 一～五 （略）
（電気供給事業者の提起による計画策定プロセスの開始手続） 第 3 6 条 業務規程第 5 1 条第 2 号に<u>基づく</u>、計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、業務規程第 5 2 条第 2 項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。 一 （略） 二 広域的取引の環境整備及び電源設置に関する提起 次のアからウを満たすこと。 ア （略） イ 検討提起者が、本機関が業務規程第 5 9 条に<u>基づいて</u>決定する費用負担割合による費用負担の意思を有しており、それを裏付ける財務的能力を有していること。 ウ （略）	（電気供給事業者の提起による計画策定プロセスの開始手続） 第 3 6 条 業務規程第 5 1 条第 2 号の<u>規定による</u>計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、業務規程第 5 2 条第 2 項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。 一 （略） 二 広域的取引の環境整備及び電源設置に関する提起 次のアから<u>ウまで</u>を満たすこと。 ア （略） イ 検討提起者が、本機関が業務規程第 5 9 条の<u>規定により</u>決定する費用負担割合による費用負担の意思を有しており、それを裏付ける財務的能力を有していること。 ウ （略）
（国の要請に基づく計画策定プロセスの開始手続） 第 3 7 条 本機関は、国から広域系統整備に関する検討の要請を受けた場合に、業務規程第 5 1 条第 3 号に<u>基づき</u>、計画策定プロセスを開始するものとする。	（国の要請に基づく計画策定プロセスの開始手続） 第 3 7 条 本機関は、国から広域系統整備に関する検討の要請を受けた場合に、業務規程第 5 1 条第 3 号の<u>規定により</u>、計画策定プロセスを開始するものとする。
（計画策定プロセスの進め方の決定） 第 3 8 条 （略） 一・二 （略） 三 検討スケジュール 計画策定プロセスの進め方の決定から業務規程第 6 0 条に<u>基づく</u>広域系統整備計画の決定までの期間 2～4 （略）	（計画策定プロセスの進め方の決定） 第 3 8 条 （略） 一・二 （略） 三 検討スケジュール 計画策定プロセスの進め方の決定から業務規程第 6 0 条の<u>規定による</u>広域系統整備計画の決定までの期間 2～4 （略）
（基本要件等の決定） 第 3 9 条 （略） 2 （略） 一 検討提起者の意見（業務規程第 5 1 条第 2 号に<u>基づき</u>計画策定プロセスを開始した場合に限る。） 二 国の要請の内容（業務規程第 5 1 条第 3 号に<u>基づき</u>計画策定プロセスを開始した場合に限る。） 三 （略） 3 （略）	（基本要件等の決定） 第 3 9 条 （略） 2 （略） 一 検討提起者の意見（業務規程第 5 1 条第 2 号の<u>規定により</u>計画策定プロセスを開始した場合に限る。） 二 国の要請の内容（業務規程第 5 1 条第 3 号の<u>規定により</u>計画策定プロセスを開始した場合に限る。） 三 （略） 3 （略）
（電気供給事業者の募集及び応募等の手続） 第 4 0 条 本機関は、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲の検討に際し、増強ニーズの探索、増強容量の検討その他の目的から必要であると認める場合は、業務規程第 5 7 条に<u>基づき</u>、広域的な電力取引により、当該計画策定プロセスの検討の対象となる流通設備の利用を拡大しようとする電気供給事業者を募集する。 2 （略） 3 （略） 一～三 （略）	（電気供給事業者の募集及び応募等の手続） 第 4 0 条 本機関は、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲の検討に際し、増強ニーズの探索、増強容量の検討その他の目的から必要であると認める場合は、業務規程第 5 7 条の<u>規定により</u>、広域的な電力取引により、当該計画策定プロセスの検討の対象となる流通設備の利用を拡大しようとする電気供給事業者を募集する。 2 （略） 3 （略） 一～三 （略）

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
四 供給先として希望する一般送配電事業者の供給<u>エリア</u> 五 （略） 4 （略） 5 応募事業者は、本機関が業務規程第 5 9 条に<u>基づき</u>受益者及び費用負担割合を決定するまでの間は、合理的な理由が認められる場合に限り、次の各号に掲げる行為を行うことができる。 一～五 （略）	四 供給先として希望する一般送配電事業者の供給<u>区域</u> 五 （略） 4 （略） 5 応募事業者は、本機関が業務規程第 5 9 条の<u>規定により</u>受益者及び費用負担割合を決定するまでの間は、合理的な理由が認められる場合に限り、次の各号に掲げる行為を行うことができる。 一～五 （略）
（実施案等の募集の可否の決定） 第 4 1 条 本機関は、広域系統整備の基本要件を決定する際に、<u>広域系統整備委員会</u>の意見を踏まえ、実施案及び事業実施主体の募集を行うか否かを決定する。	（実施案等の募集の可否の決定） 第 4 1 条 本機関は、広域系統整備の基本要件を決定する際に、<u>設備形成に係る委員会</u>の意見を踏まえ、実施案及び事業実施主体の募集を行うか否かを決定する。
（実施案等の募集の実施） 第 4 3 条 本機関は、第 4 1 条に<u>基づき</u>実施案及び事業実施主体の募集を行うと決定した場合には、次の各号に掲げる手順にしたがって、実施案及び事業実施主体の募集を行う。 一 （略） 二 公募要綱の策定・公表 本機関は、第 3 9 条により決定した広域系統整備の基本要件を踏まえ、応募資格、必要な増強容量、広域系統整備が必要となる時期、広域系統整備の方策、実施案の提出期限、実施案及び事業実施主体の選定スケジュール、実施案及び事業実施主体の評価方法、実施案の記載事項その他必要な事項を定めた公募要綱を策定し、公表する。なお、本機関は、公募要綱の策定に当たっては、必要に応じ会員の意見を聴取するとともに、業務規程第 5 条第 2 項に<u>基づき</u>、公表する内容を検討するものとする。 三 （略） 四 応募資格の審査 本機関は、前号により応募意思を表明した事業者について、前条の応募資格者に該当すること及びその他公募要綱で定める応募資格を満たすことを確認する。 五 応募意思を有する事業者が不在の場合の対応 本機関は、前号による確認の結果、応募資格を満たす事業者（以下「有資格事業者」という。）がない場合には、実施案の募集を取り止める。この場合には、本機関は、広域系統整備の基本要件に定めた工事概要に基づき、当該工事により設置する電線路等の接続先となる電線路等を維持及び運用する一般送配電事業者又は送電事業者の中から実施案の提出を求める事業者を選定し、実施案の提出を求める。ただし、本機関が、広域系統整備の基本要件に照らし、他の一般送配電事業者又は送電事業者に実施案の提出を求めることが適切と判断した場合には、当該一般送配電事業者又は送電事業者に対して、実施案の提出を求める。 六 （略） 七 応募に必要な情報の提供 本機関は、有資格事業者から、実施案の作成のために、次のアからキに掲げる情報の提供の依頼があった場合には、本機関が実施案の作成のために必要であると認める範囲において、関係する電気供給事業者から情報の提出を受け、当該有資格応募者に当該情報を提供する。この場合には、本機関は、有資格応募者に対して、開示した情報に関する守秘義務を課し、目的外利用を禁止するため、別途誓約書の提出を求めるものとする。 ア～キ （略） 八 実施案の提出	（実施案等の募集の実施） 第 4 3 条 本機関は、第 4 1 条の<u>規定により</u>実施案及び事業実施主体の募集を行うと決定した場合には、次の各号に掲げる手順にしたがって、実施案及び事業実施主体の募集を行う。 一 （略） 二 公募要綱の策定・公表 本機関は、第 3 9 条の<u>規定</u>により決定した広域系統整備の基本要件を踏まえ、応募資格、必要な増強容量、広域系統整備が必要となる時期、広域系統整備の方策、実施案の提出期限、実施案及び事業実施主体の選定スケジュール、実施案及び事業実施主体の評価方法、実施案の記載事項その他必要な事項を定めた公募要綱を策定し、公表する。なお、本機関は、公募要綱の策定に当たっては、必要に応じ会員の意見を聴取するとともに、業務規程第 5 条第 2 項の<u>規定により</u>、公表する内容を検討するものとする。 三 （略） 四 応募資格の審査 本機関は、前号の<u>規定</u>により応募意思を表明した事業者について、前条の応募資格者に該当すること及びその他公募要綱で定める応募資格を満たすことを確認する。 五 応募意思を有する事業者が不在の場合の対応 本機関は、前号の<u>規定</u>による確認の結果、応募資格を満たす事業者（以下「有資格事業者」という。）がない場合には、実施案の募集を取り止める。この場合には、本機関は、広域系統整備の基本要件に定めた工事概要に基づき、当該工事により設置する電線路等の接続先となる電線路等を維持及び運用する一般送配電事業者又は送電事業者の中から実施案の提出を求める事業者を選定し、実施案の提出を求める。ただし、本機関が、広域系統整備の基本要件に照らし、他の一般送配電事業者又は送電事業者に実施案の提出を求めることが適切と判断した場合には、当該一般送配電事業者又は送電事業者に対して、実施案の提出を求める。 六 （略） 七 応募に必要な情報の提供 本機関は、有資格事業者から、実施案の作成のために、次のアからキまでに掲げる情報の提供の依頼があった場合には、本機関が実施案の作成のために必要であると認める範囲において、関係する電気供給事業者から情報の提出を受け、当該有資格応募者に当該情報を提供する。この場合には、本機関は、有資格応募者に対して、開示した情報に関する守秘義務を課し、目的外利用を禁止するため、別途誓約書の提出を求めるものとする。 ア～キ （略） 八 実施案の提出

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）												
有資格事業者は、実施案を提出する場合には、第２号の公募要綱に記載した提出期限までに本機関に提出する。なお、本機関は、有資格応募者から一切の応募が無かった場合には、第５号<u>に準じ</u>、一般送配電事業者又は送電事業者に対して、実施案の提出を求める。	有資格事業者は、実施案を提出する場合には、第２号の公募要綱に記載した提出期限までに本機関に提出する。なお、本機関は、有資格応募者から一切の応募が無かった場合には、第５号<u>の規定に準じて</u>、一般送配電事業者又は送電事業者に対して、実施案の提出を求める。												
（実施案の募集を行わない場合の手続） 第４４条　本機関は、実施案の募集を行うことが合理的でないと認める場合は、その理由を踏まえ、<u>広域系統整備</u>委員会の検討を踏まえ、有資格事業者の中から実施案の提出を求める事業者を決定する。 ２　前項<u>に基づき</u>実施案の提出を求められた事業者は、本機関が定める期限までに、実施案を策定し、本機関に提出しなければならない。	（実施案の募集を行わない場合の手続） 第４４条　本機関は、実施案の募集を行うことが合理的でないと認める場合は、その理由を踏まえ、<u>設備形成に係る</u>委員会の検討を踏まえ、有資格事業者の中から実施案の提出を求める事業者を決定する。 ２　前項<u>の規定により</u>実施案の提出を求められた事業者は、本機関が定める期限までに、実施案を策定し、本機関に提出しなければならない。												
（実施案及び事業実施主体の評価方法） 第４６条　（略） ２　本機関は、実施案の評価において、経済性、系統の安定性、若しくは事業実現性等を向上させ、又は、提出された実施案について適正な比較評価を行うために必要であると認めた場合には、<u>広域系統整備</u>委員会の検討を踏まえ、当該実施案の応募者との間で実施案の修正に関する協議を行う。ただし、軽微な修正については、<u>広域系統整備</u>委員会の検討を経ることなく、修正協議を行うことができる。 ３　実施案の応募者は、前項の協議による場合を除き、実施案の内容を修正することはできない。ただし、実施案を改善する場合であって、<u>広域系統整備</u>委員会において認められたときは、この限りでない。 ４　（略）	（実施案及び事業実施主体の評価方法） 第４６条　（略） ２　本機関は、実施案の評価において、経済性、系統の安定性、若しくは事業実現性等を向上させ、又は、提出された実施案について適正な比較評価を行うために必要であると認めた場合には、<u>設備形成に係る</u>委員会の検討を踏まえ、当該実施案の応募者との間で実施案の修正に関する協議を行う。ただし、軽微な修正については、<u>設備形成に係る</u>委員会の検討を経ることなく、修正協議を行うことができる。 ３　実施案の応募者は、前項の協議による場合を除き、実施案の内容を修正することはできない。ただし、実施案を改善する場合であって、<u>設備形成に係る</u>委員会において認められたときは、この限りでない。 ４　（略）												
（費用負担割合の決定） 第４７条　広域系統整備に要する費用は、受益者が受益の程度に応じて費用を負担することを原則とし、本機関は、<u>別表６－１</u>に掲げる例を踏まえた検討の上、法令及び費用負担ガイドラインその他の国が定める指針に基づき、広域系統整備の費用負担割合を決定する。 ２　本機関は、前項の検討の結果、広域系統整備に要する費用の負担を求めることが適当であると認めた全ての電気供給事業者（以下「費用負担候補者」という。）に対して検討結果を示し、<u>広域系統整備</u>委員会へのオブザーバーとしての招聘、書面による意見聴取その他適宜の方法で個別に意見を求めなければならない。 ３　本機関は、<u>広域系統整備</u>委員会において費用負担候補者の意見を踏まえた検討を行い、費用負担割合の案を決定の上、費用負担候補者に通知する。 ４　本機関は、前項において通知した費用負担割合の案に対し、全ての費用負担候補者から書面による同意を得た場合に、費用負担割合を決定する。なお、費用負担候補者が第３５条第２項又は第４０条第５項により提起又は応募を取り下げた場合その他費用負担の意思がないことが明らかとなった場合は、当該費用負担候補者を除外の上、前各項<u>に準じ</u>、再度、費用負担割合を検討する。	（費用負担割合の決定） 第４７条　広域系統整備に要する費用は、受益者が受益の程度に応じて費用を負担することを原則とし、本機関は、法令及び費用負担ガイドラインその他の国が定める指針に基づき、広域系統整備の費用負担割合を決定する。 ２　本機関は、前項の検討の結果、広域系統整備に要する費用の負担を求めることが適当であると認めた全ての電気供給事業者（以下「費用負担候補者」という。）に対して検討結果を示し、<u>設備形成に係る</u>委員会へのオブザーバーとしての招聘、書面による意見聴取その他適宜の方法で個別に意見を求めなければならない。 ３　本機関は、<u>設備形成に係る</u>委員会において費用負担候補者の意見を踏まえた検討を行い、費用負担割合の案を決定の上、費用負担候補者に通知する。 ４　本機関は、前項<u>の規定</u>において通知した費用負担割合の案に対し、全ての費用負担候補者から書面による同意を得た場合に、費用負担割合を決定する。なお、費用負担候補者が第３５条第２項又は第４０条第５項<u>の規定</u>により提起又は応募を取り下げた場合その他費用負担の意思がないことが明らかとなった場合は、当該費用負担候補者を除外の上、前各項<u>の規定に準じて</u>、再度、費用負担割合を検討する。												
別表６－１　広域系統整備の効果と受益者（費用負担者）に関する考え方の例（※） <table><tr><td></td><td>広域系統整備の効果</td><td colspan="2">受益者（費用負担者）</td></tr><tr><td>一般負担部分</td><td>流通設備事故時における周波数の</td><td>・周波数安定性が向上する供給区</td><td>受益を得る需</td></tr><tr><td>における受益</td><td>安定性の向上</td><td>域の需要者</td><td>要者が存する</td></tr></table>			広域系統整備の効果	受益者（費用負担者）		一般負担部分	流通設備事故時における周波数の	・周波数安定性が向上する供給区	受益を得る需	における受益	安定性の向上	域の需要者	要者が存する
	広域系統整備の効果	受益者（費用負担者）											
一般負担部分	流通設備事故時における周波数の	・周波数安定性が向上する供給区	受益を得る需										
における受益	安定性の向上	域の需要者	要者が存する										
（削る）													

変 更 前（変更点に下線）				変 更 後（変更点に下線）	
者と費用負担者の例	大規模災害によって特定の供給区域における供給力の不足が発生した場合における、広域的な供給力の確保	・広域的な供給力の確保が可能になる供給区域の需要者	供給区域の一般送配電事業者で分担		
	送電線のルートを複数化することにより、送電線の１ルートが断絶した場合に周波数維持のために発生する需要の遮断の回避	・需要の遮断が回避される供給区域の需要者			
	連系線を通じた電力の融通を見込むことによる特定の供給区域において確保すべき予備力の削減	・供給区域内に確保する予備力を削減できる供給区域の需要者			
	電圧を安定させる装置等の設置による電圧安定性の確保	・電圧安定性が確保される供給区域の需要者			
	卸電力取引所における供給区域間の約定価格差の解消又は減少	・約定価格が高い供給区域の需要者 ・約定価格が高い供給区域が連系線の片側に限らない場合は、全国的なメリットがあるため全供給区域の需要者（ただし、連系線で他の供給区域と接続されていない供給区域の需要者は除く。）			
特定負担部分における受益者と費用負担者の例	個別の安定的な電力取引の確保	・当該の個別の電力取引により裨益する事業者（電力系統の状況に応じ、安定供給や広域的な電力取引の活性化の観点を考慮する。）	当該の個別の電力取引を行う事業者		
	他の供給区域に電気を供給する電源設置の制約の解消	・当該の電源の設置に伴う広域的な取引により裨益する事業者（電力系統の状況に応じ、安定供給や広域的な電力取引の活性化の観点を考慮する。）	当該の電源を設置する者又は当該の電源から受電する者		
※ 広域系統整備の効果が複数認められる場合はそれらを複合的に勘案の上、受益者を決定する。					
（費用負担割合の検討結果に不服がある場合） 第４８条 前条第３項による通知内容（前条第４項 <u>なお書に基づく</u> 再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。 ２ 本機関は、費用負担割合の再検討の要請を受けた場合、 <u>広域系統整備委員会</u> において不服の内容及び理由を踏まえ、業務規程第５９条及び前条に <u>準じた</u> 再検討を行い、その結果を通知する。				（費用負担割合の検討結果に不服がある場合） 第４８条 前条第３項の <u>規定</u> による通知内容（前条第４項 <u>後段の規定</u> による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。 ２ 本機関は、費用負担割合の再検討の要請を受けた場合、 <u>設備形成に係る委員会</u> において不服の内容及び理由を踏まえ、業務規程第５９条及び前条の <u>規定に準じて</u> 再検討を行い、その結果を通知する。	

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
（広域系統整備計画の内容） 第４９条 （略） 一 <u>流通設備の増強の必要性及び代替案との比較の考え方</u> 二 <u>増強する流通設備の容量及びその考え方</u> 三 <u>流通設備の増強の方法（増強又は新設の別、概略ルート）及びその考え方</u> 四 <u>概略工事費及びその考え方</u> 五 <u>流通設備の増強の完了時期</u> 六 <u>実施案及び事業実施主体の選定結果</u> 七 <u>受益者及びその考え方</u> 八 <u>増強費用の負担割合及びその考え方</u> 九 <u>その他広域連系系統の整備に関する事項</u>	（広域系統整備計画の内容） 第４９条 （略） 一 <u>広域系統整備計画の策定に係る検討の経緯及びその内容</u> 二 <u>整備又は更新をしようとする流通設備</u> 三 <u>流通設備の整備又は更新の方法</u> 四 <u>工事費の概算額、運転維持費の概算額及び費用負担の負担割合等及びその考え方</u> 五 <u>流通設備の整備又は更新の工事の完了の予定時期</u> 六 <u>事業実施主体</u> （削る） （削る） 七 <u>その他広域連系系統の整備に関する事項</u>
（計画策定プロセスの延長時の扱い） 第５０条 （略） ２ 本機関は、検討提起者（ただし、提起を取り下げた者を除く。次条第３項において同じ。）又は第３７条に<u>基づく</u>検討の要請者、応募事業者（ただし、応募を取り下げた者を除く。次条第３項において同じ。）及び費用負担候補者に対して、前項の新たなスケジュール及び中間報告を書面で通知する。	（計画策定プロセスの延長時の扱い） 第５０条 （略） ２ 本機関は、検討提起者（ただし、提起を取り下げた者を除く。次条第３項において同じ。）又は第３７条の<u>規定による</u>検討の要請者、応募事業者（ただし、応募を取り下げた者を除く。次条第３項において同じ。）及び費用負担候補者に対して、前項の新たなスケジュール及び中間報告を書面で通知する。
（計画策定プロセスの終了） 第５１条 （略） 一 第３８条第１項に<u>基づき</u>、計画策定プロセスを継続する必要性がないと決定した場合 二・三 （略） 四 その他<u>広域系統整備委員会</u>の検討に基づき、広域系統整備計画の策定を行うことが困難であると認められる場合 ２ 本機関は、前項第３号又は第４号にかかわらず、広域系統整備の基本要件や実施案を見直すこと等によって、広域系統整備計画の策定に至る見込みがある場合は、基本要件や実施案の見直し等を行った上で、第３９条から前条に<u>準じ</u>、計画策定プロセスを継続する。 ３ 本機関は、計画策定プロセスを終了する場合には、検討提起者又は業務規程第５１条第３号に<u>基づく</u>検討の要請者、応募事業者及び費用負担候補者の意見を聴取しなければならない。	（計画策定プロセスの終了） 第５１条 （略） 一 第３８条第１項の<u>規定により</u>、計画策定プロセスを継続する必要性がないと決定した場合 二・三 （略） 四 その他<u>設備形成に係る委員会</u>の検討に基づき、広域系統整備計画の策定を行うことが困難であると認められる場合 ２ 本機関は、前項第３号又は第４号の<u>規定</u>にかかわらず、広域系統整備の基本要件や実施案を見直すこと等によって、広域系統整備計画の策定に至る見込みがある場合は、基本要件や実施案の見直し等を行った上で、第３９条から前条までの<u>規定に準じて</u>、計画策定プロセスを継続する。 ３ 本機関は、計画策定プロセスを終了する場合には、検討提起者又は業務規程第５１条第３号の<u>規定による</u>検討の要請者、応募事業者及び費用負担候補者の意見を聴取しなければならない。
（広域系統整備計画決定後の情報提供） 第５３条 （略） ２ 広域系統整備計画の進捗状況の確認は、業務規程第６２条第１項に<u>定めるところにより</u>、前項により提出された情報に基づき、本機関が行う。	（広域系統整備計画決定後の情報提供） 第５３条 （略） ２ 広域系統整備計画の進捗状況の確認は、業務規程第６２条第１項の<u>規定により</u>、前項の<u>規定により</u>提出された情報に基づき、本機関が行う。
（新設）	（<u>広域系統整備計画により設置等を行った流通設備の設置及び維持に要する費用の額の届出</u>） <u>第５３条の２ 業務規程第６１条の３の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体は、法第２８条の４０第１項第５号の２に規定する交付金（以下「広域系統整備交付金」という。）の交付を受けることができる。</u> <u>２ 事業実施主体は、前項の広域系統整備交付金の交付を受けるに当たり、広域系統整備計画により設置等を行った流通設備の使用開始から当該流通設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）別表第１又は別表第２に掲げる耐用年数をいう。）の期間、減価償却が行われる前年度に、広域系統整備計画ごとに当該流通設備を設置及び維持に要する費用の額を、毎年度、本機関に届け出なければならない。</u>

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（流通設備の整備の前提となる諸条件） 第５７条 （略） 一～四 （略） 五 （略） ア （略） （ア） 次の（イ）から（エ）以外の場合 ２回線とする。 （イ）～（エ） （略） イ （略） 六～九 （略）	（流通設備の整備の前提となる諸条件） 第５７条 （略） 一～四 （略） 五 （略） ア （略） （ア） 次の（イ）から（エ）<u>まで</u>以外の場合 ２回線とする。 （イ）～（エ） （略） イ （略） 六～九 （略）
（送配電線の形態及びルートの方 第５９条 （略） 一・二 （略） 三 送配電線のルート 次の各号に掲げる事項（ただし、オ及びカについては、地中送配電線を設置する場合に限る。）を考慮の上、送配電線のルートを決 ア～カ （略）	（送配電線の形態及びルートの方 第５９条 （略） 一・二 （略） 三 送配電線のルート 次の各号に掲げる事項（ただし、オ及びカ<u>の規定</u>については、地中送配電線を設置する場合に限る。）を考慮の上、送配電線のルートを決 ア～カ （略）
（電力系統の性能に関する基準） 第６１条 一般送配電事業者は、流通設備の設備形成を行う場合は、供給支障及び発電支障の発生を抑制又は防止するため、電力系統が第６３条から第６５条に定める基準（以下「電力系統性能基準」という。）を充足するよう設備形成を行わなければならない。	（電力系統の性能に関する基準） 第６１条 一般送配電事業者は、流通設備の設備形成を行う場合は、供給支障及び発電支障の発生を抑制又は防止するため、電力系統が第６３条から第６５条<u>まで</u>に定める基準（以下「電力系統性能基準」という。）を充足するよう設備形成を行わなければならない。
（送電事業者が流通設備の整備を行う場合） 第６７条 送電事業者は、流通設備の整備を行う場合、第５４条から第６６条を準用する。ただし、送電事業者の業務と関連しないものはこの限りではない。	（送電事業者が流通設備の整備を行う場合） 第６７条 送電事業者は、流通設備の整備を行う場合、第５４条から第６６条<u>までの規定</u>を準用する。ただし、送電事業者の業務と関連しないものはこの限りではない。
（詳細事項の公表） 第６８条 一般送配電事業者は、第５４条から第６６条の考え方に基づき、流通設備の整備に関する詳細事項を定め、公表するものとする。	（詳細事項の公表） 第６８条 一般送配電事業者は、第５４条から第６６条<u>まで</u>の考え方に基づき、流通設備の整備に関する詳細事項を定め、公表するものとする。
（本機関に対する事前相談及び接続検討の申込み） 第７１条 前条にかかわらず、特定系統連系希望者は、本機関に対して、事前相談及び接続検討の申込みを行うことができる。ただし、申込先となる一般送配電事業者が同一の法人又は親子法人等である系統連系希望者は、特定発電設備等に関係する事前相談又は接続検討については、本機関に申し込まなければならない。	（本機関に対する事前相談及び接続検討の申込み） 第７１条 前条の<u>規定</u>にかかわらず、特定系統連系希望者は、本機関に対して、事前相談及び接続検討の申込みを行うことができる。ただし、申込先となる一般送配電事業者が同一の法人又は親子法人等である系統連系希望者は、特定発電設備等に関係する事前相談又は接続検討については、本機関に申し込まなければならない。
（接続検討の申込み） 第７９条 （略） 一 （略） 二 発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更（更新を含み、以下、この条及び次条において「発電設備等の変更」という。）を行う場合。ただし、変更前の当該発電設備等が最新の系統連系技術要件（託送供給等約款別冊で定める系統に連系する設備に関する技術要件をいう。以下同じ。）に適合するときであって、次のア又はイに該当するときは除く。 ア （略） イ 次条に<u>基づき</u>、一般送配電事業者が接続検討を不要と判断したとき 三・四 （略）	（接続検討の申込み） 第７９条 （略） 一 （略） 二 発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更（更新を含み、以下、この条及び次条において「発電設備等の変更」という。）を行う場合。ただし、変更前の当該発電設備等が最新の系統連系技術要件（託送供給等約款別冊で定める系統に連系する設備に関する技術要件をいう。以下同じ。）に適合するときであって、次のア又はイの<u>規定</u>に該当するときは除く。 ア （略） イ 次条の<u>規定により</u>、一般送配電事業者が接続検討を不要と判断したとき 三・四 （略）

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
2 （略） （発電設備等の変更に伴う接続検討の要否確認） 第 8 0 条 （略） 2 前項にかかわらず、特定系統連系希望者については、本機関に対して、接続検討の要否確認を行うことができる。ただし、経済産業大臣から一般送配電事業の許可を受けている系統連系希望者又は一般送配電事業者が親子法人等である系統連系希望者が、特定発電設備等に関する接続検討の要否の確認を希望する場合は、本機関に対し、要否の確認を行わなければならない。 3 ～ 5 （略）	2 （略） （発電設備等の変更に伴う接続検討の要否確認） 第 8 0 条 （略） 2 前項の<u>規定</u>にかかわらず、特定系統連系希望者については、本機関に対して、接続検討の要否確認を行うことができる。ただし、経済産業大臣から一般送配電事業の許可を受けている系統連系希望者又は一般送配電事業者が親子法人等である系統連系希望者が、特定発電設備等に関する接続検討の要否の確認を希望する場合は、本機関に対し、要否の確認を行わなければならない。 3 ～ 5 （略）
（接続検討の検討料） 第 8 3 条 （略） 一 （略） 二 第 8 9 条第 1 項第 3 号による接続検討で、検討料を支払った当初の接続検討の回答日から 1 年以内に受け付けた接続検討の申込みの場合 2 （略）	（接続検討の検討料） 第 8 3 条 （略） 一 （略） 二 第 8 9 条第 1 項第 3 号の<u>規定</u>による接続検討で、検討料を支払った当初の接続検討の回答日から 1 年以内に受け付けた接続検討の申込みの場合 2 （略）
（接続検討の回答） 第 8 5 条 （略） 2 一般送配電事業者は、前条第 1 項による検討結果が以下の条件に該当する場合には、前項の接続検討の回答書に、次の各号に記載する内容を明示しなければならない。 一 （略） 二 系統連系工事の規模等に照らし、対象となる送電系統が効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括プロセスの対象となる可能性がある場合 業務規程第 7 2 条第 3 項第 2 号に掲げる内容 三 （略） 3 （略） 4 一般送配電事業者は、前条第 1 項による検討結果が、第 2 項第 1 号に掲げる条件に該当せず、かつ、第 2 項第 2 号に該当する場合には、業務規程第 7 2 条第 3 項第 2 号に準じて、系統連系希望者に対し、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性があること及び同プロセス開始に至る手続について、必要な説明を行う。	（接続検討の回答） 第 8 5 条 （略） 2 一般送配電事業者は、前条第 1 項の<u>規定</u>による検討結果が以下の条件に該当する場合には、前項の接続検討の回答書に、次の各号に記載する内容を明示しなければならない。 一 （略） 二 系統連系工事の規模等に照らし、対象となる送電系統が効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括<u>検討</u>プロセスの対象となる可能性がある場合 業務規程第 7 2 条第 3 項第 2 号に掲げる内容 三 （略） 3 （略） 4 一般送配電事業者は、前条第 1 項の<u>規定</u>による検討結果が、第 2 項第 1 号に掲げる条件に該当せず、かつ、第 2 項第 2 号の<u>規定</u>に該当する場合には、業務規程第 7 2 条第 3 項第 2 号の<u>規定</u>に準じて、系統連系希望者に対し、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性があること及び同プロセス開始に至る手続について、必要な説明を行う。
（接続検討の回答期間） 第 8 6 条 （略） 一 （略） 二 前号に該当しない場合 接続検討の申込みの受付日から 3 か月	（接続検討の回答期間） 第 8 6 条 （略） 一 （略） 二 前号の<u>規定</u>に該当しない場合 接続検討の申込みの受付日から 3 か月
（発電設備等に関する契約申込みの保証金） 第 8 8 条の 2 （略） 2 ・ 3 （略） 4 （略） 一 ・ 二 （略） 三 その他前各号に準じる正当な理由が生じたこと	（発電設備等に関する契約申込みの保証金） 第 8 8 条の 2 （略） 2 ・ 3 （略） 4 （略） 一 ・ 二 （略） 三 その他前各号の<u>規定</u>に準じる正当な理由が生じたこと

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い） 第 8 9 条 第 8 8 条第 1 項にかかわらず、一般送配電事業者は、第 7 9 条第 1 項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みその他の適切な対応を行うよう求めるものとする。 一～六 （略） （新設） 2 （略） 3 第 1 項第 2 号及び第 3 号にかかわらず、一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの内容と接続検討の回答内容の差異又は接続検討の前提となる事実関係の変動が契約申込みに伴う技術検討の内容に影響を与えないことが明らかであると認める場合は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けることができる。	（接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い） 第 8 9 条 第 8 8 条第 1 項<u>の規定</u>にかかわらず、一般送配電事業者は、第 7 9 条第 1 項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みその他の適切な対応を行うよう求めるものとする。 一～六 （略） <u>七 第 1 2 0 条の 4 第 1 項第 5 号に掲げる場合</u> 2 （略） 3 第 1 項第 2 号及び第 3 号<u>の規定</u>にかかわらず、一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの内容と接続検討の回答内容の差異又は接続検討の前提となる事実関係の変動が契約申込みに伴う技術検討の内容に影響を与えないことが明らかであると認める場合は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けることができる。
（計画策定プロセス開始の要否の確認） 第 9 1 条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに系統連系工事の概要等を本機関に報告し、業務規程第 5 1 条第 1 号に<u>基づき</u>、計画策定プロセスが開始されるか否かを確認しなければならない。 一 （略） 二 第 1 2 0 条の 4 第 1 項第 1 号により系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合 三 （略） 2 （略） 3 一般送配電事業者は、本機関から計画策定プロセスを開始しない旨の通知を受領した後に、発電設備等に関する契約申込みに対する検討及び回答を行うものとし、第 3 3 条第 4 項による通知の受領前に行った回答は無効とする。	（計画策定プロセス開始の要否の確認） 第 9 1 条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに系統連系工事の概要等を本機関に報告し、業務規程第 5 1 条第 1 号<u>の規定により</u>、計画策定プロセスが開始されるか否かを確認しなければならない。 一 （略） 二 第 1 2 0 条の 4 第 1 項第 1 号<u>の規定</u>により系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合 三 （略） 2 （略） 3 一般送配電事業者は、本機関から計画策定プロセスを開始しない旨の通知を受領した後に、発電設備等に関する契約申込みに対する検討及び回答を行うものとし、第 3 3 条第 4 項<u>の規定</u>による通知の受領前に行った回答は無効とする。
（暫定的な容量確保の特例） 第 9 3 条 （略） 一 本機関から業務規程第 6 4 条、<u>第 9 1 条第 3 項、第 9 5 条第 2 項及び第 9 6 条第 3 項</u>の通知を受けた場合 当該通知の内容 二 <u>第 1 2 0 条の 4 第 1 項に基づき</u>電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合 第 1 2 1 条の 2 第 1 項において定めた内容	（暫定的な容量確保の特例） 第 9 3 条 （略） 一 本機関から業務規程第 6 4 条の通知を受けた場合 当該通知の内容 二 <u>第 1 2 0 条の 4 第 1 項の規定により</u>電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合 第 1 2 1 条の 2 第 1 項において定めた内容
（送電系統の容量確保の取消し） 第 9 4 条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、前 2 条に<u>基づき</u>暫定的に確保した送電系統の容量の全部又は一部を取り消すことができる。 一～五 （略）	（送電系統の容量確保の取消し） 第 9 4 条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、前 2 条<u>の規定により</u>暫定的に確保した送電系統の容量の全部又は一部を取り消すことができる。 一～五 （略）
（発電設備等に関する契約申込みに対する検討） 第 9 5 条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの受付後、第 8 4 条第 1 項に<u>準じ</u>、当該契約申込みに対する検討を実施する。 2 （略）	（発電設備等に関する契約申込みに対する検討） 第 9 5 条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの受付後、第 8 4 条第 1 項<u>の規定に準じて</u>、当該契約申込みに対する検討を実施する。 2 （略）
（送電系統の容量の確定） 第 9 7 条 一般送配電事業者は、前条又は第 1 2 3 条の 4 の回答が系統連系希望者の希望する連系等を承諾する旨の回答（以下「連系承諾」という。）である場合には、連系承諾の通知時点をもって、第 9 2 条に<u>基づき</u>暫定的に確保した送電系統の容量を確定させる。	（送電系統の容量の確定） 第 9 7 条 一般送配電事業者は、前条又は第 1 2 3 条の 4 の回答が系統連系希望者の希望する連系等を承諾する旨の回答（以下「連系承諾」という。）である場合には、連系承諾の通知時点をもって、第 9 2 条<u>の規定により</u>暫定的に確保した送電系統の容量を確定させる。

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
2 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、前項<u>によって</u>確定した送電系統の容量を取り消す。 一・二 （略） 三 第105条第1項第2号から第5号に<u>基づき</u>連系承諾後に連系等を拒んだ場合	2 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、前項の<u>規定により</u>確定した送電系統の容量を取り消す。 一・二 （略） 三 第105条第1項第2号から第5号<u>までの規定により</u>連系承諾後に連系等を拒んだ場合
（発電設備等に関する契約申込みの回答期間） 第98条 （略） 一 （略） 二 前号に該当しない場合 契約申込みの受付日から6か月又は系統連系希望者と合意した期間	（発電設備等に関する契約申込みの回答期間） 第98条 （略） 一 （略） 二 前号の<u>規定</u>に該当しない場合 契約申込みの受付日から6か月又は系統連系希望者と合意した期間
（発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合の取扱い） 第99条 （略） 2・3 （略） 4 一般送配電事業者は、本機関が業務規程第97条第1項の確認及び検証により、検討結果が妥当であると判断し、その旨の通知を受けたときは、速やかに特定系統連系希望者に検討結果の回答を行わなければならない。ただし、第2項ただし書により回答を行っている場合は、この限りでない。	（発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合の取扱い） 第99条 （略） 2・3 （略） 4 一般送配電事業者は、本機関が業務規程第97条第1項の確認及び検証により、検討結果が妥当であると判断し、その旨の通知を受けたときは、速やかに特定系統連系希望者に検討結果の回答を行わなければならない。ただし、第2項ただし書<u>の規定</u>により回答を行っている場合は、この限りでない。
（連系承諾後に連系等を拒むことができる場合） 第105条 （略） 一 第97条第2項第1号及び第2号に<u>基づき</u>送電系統の容量を取り消した場合 二～五 （略） 2 一般送配電事業者は、前項に<u>基づき</u>連系等を拒む場合には、その理由を系統連系希望者に、書面をもって、説明する。	（連系承諾後に連系等を拒むことができる場合） 第105条 （略） 一 第97条第2項第1号及び第2号の<u>規定により</u>送電系統の容量を取り消した場合 二～五 （略） 2 一般送配電事業者は、前項の<u>規定により</u>連系等を拒む場合には、その理由を系統連系希望者に、書面をもって、説明する。
（発電設備等系統アクセス業務における工事費負担金） 第106条 （略） 一 （略） 二 電源接続案件一括検討プロセスの場合 業務規程第80条に<u>基づき</u>本機関が定めた手続その他の事項（以下「電源接続案件一括検討プロセスの手続等」という。）にしたがって決定された金額 三 本機関が、業務規程第59条に<u>基づき</u>受益者間の費用負担割合を決定した場合 同決定に基づいて算出された金額 2 一般送配電事業者は、前項第1号に<u>基づく</u>工事費負担金の具体的な算出方法について定め、公表する。	（発電設備等系統アクセス業務における工事費負担金） 第106条 （略） 一 （略） 二 電源接続案件一括検討プロセスの場合 業務規程第80条の<u>規定により</u>本機関が定めた手続その他の事項（以下「電源接続案件一括検討プロセスの手続等」という。）にしたがって決定された金額 三 本機関が、業務規程第59条の<u>規定により</u>受益者間の費用負担割合を決定した場合 同決定に基づいて算出された金額 2 一般送配電事業者は、前項第1号の<u>規定による</u>工事費負担金の具体的な算出方法について定め、公表する。
（同一法人である一般送配電事業者が発電設備等の連系等を希望する場合） 第108条 系統連系希望者が、自らが維持及び運用を行う発電設備等について、一般送配電事業者として自らが運用する送電系統への連系等を希望する場合には、この節の規定は、「契約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて適用する。ただし、第83条、第103条及び第111条は適用しない。	（同一法人である一般送配電事業者が発電設備等の連系等を希望する場合） 第108条 系統連系希望者が、自らが維持及び運用を行う発電設備等について、一般送配電事業者として自らが運用する送電系統への連系等を希望する場合には、この節の規定は、「契約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて適用する。ただし、第83条、第103条及び第111条の<u>規定</u>は適用しない。
（本機関が受け付けた事前相談に関する検討） 第110条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた事前相談に関して業務規程第69条第1項に<u>基づく</u>依頼を受けた場合は、事前相談の検討を行い、本機関から特定系統連系希望者への回答予定日の5営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。	（本機関が受け付けた事前相談に関する検討） 第110条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた事前相談に関して業務規程第69条第1項の<u>規定による</u>依頼を受けた場合は、事前相談の検討を行い、本機関から特定系統連系希望者への回答予定日の5営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
2・3 （略） （本機関が受け付けた接続検討） 第1 1 2条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた接続検討に関して業務規程第7 1条第2項、業務規程第8 1条第2項及び業務規程第8 2条第2項<u>に基づく</u>依頼を受けた場合は、接続検討を行い、本機関から特定系統連系希望者への回答予定日の7営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。 2・3 （略）	2・3 （略） （本機関が受け付けた接続検討） 第1 1 2条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた接続検討に関して業務規程第7 1条第2項、業務規程第8 1条第2項及び業務規程第8 2条第2項<u>の規定による</u>依頼を受けた場合は、接続検討を行い、本機関から特定系統連系希望者への回答予定日の7営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。 2・3 （略）
（本機関が受け付けた接続検討の要否確認） 第1 1 3条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた接続検討の要否確認に関して、業務規程第7 4条第1項<u>に基づく</u>確認の依頼を受けた場合は、速やかに接続検討の要否について検討を行い、検討結果を本機関に提出しなければならない。 2 （略）	（本機関が受け付けた接続検討の要否確認） 第1 1 3条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた接続検討の要否確認に関して、業務規程第7 4条第1項<u>の規定による</u>確認の依頼を受けた場合は、速やかに接続検討の要否について検討を行い、検討結果を本機関に提出しなければならない。 2 （略）
（同一法人である一般送配電事業者の需要設備への電気の供給を行う場合） 第1 1 9条 系統連系希望者が、一般送配電事業者として自らが運用する送電系統に連系している需要設備に対して、新たな電気の供給又は契約電力の増加等を希望する場合には、この節の規定は、「契約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて準用する。ただし、前条は準用しない。	（同一法人である一般送配電事業者の需要設備への電気の供給を行う場合） 第1 1 9条 系統連系希望者が、一般送配電事業者として自らが運用する送電系統に連系している需要設備に対して、新たな電気の供給又は契約電力の増加等を希望する場合には、この節の規定は、「契約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて準用する。ただし、前条<u>の規定</u>は準用しない。
（系統連系希望者による電源接続案件一括検討プロセス開始の申込み） 第1 2 0条 （略） 2 前項にかかわらず、系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合は、電源接続案件一括検討プロセスの申込みを行うことはできない。 一 系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合で、系統連系希望者が、業務規程第5 1条第2号<u>に基づき</u>広域系統整備に関する提起を行っている場合 二・三 （略）	（系統連系希望者による電源接続案件一括検討プロセス開始の申込み） 第1 2 0条 （略） 2 前項<u>の規定</u>にかかわらず、系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合は、電源接続案件一括検討プロセスの申込みを行うことはできない。 一 系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合で、系統連系希望者が、業務規程第5 1条第2号<u>の規定により</u>広域系統整備に関する提起を行っている場合 二・三 （略）
（電源接続案件一括検討プロセスの開始検討料） 第1 2 0条の3 （略） 2 （略） 3 開始検討料は、第8 3条に定める接続検討の検討料と同額とし、当該系統連系希望者の第1 2 2条<u>に基づく</u>同プロセスにおける接続検討申込みに伴う検討料に充当する。 4 （略）	（電源接続案件一括検討プロセスの開始検討料） 第1 2 0条の3 （略） 2 （略） 3 開始検討料は、第8 3条に定める接続検討の検討料と同額とし、当該系統連系希望者の第1 2 2条<u>の規定による</u>同プロセスにおける接続検討申込みに伴う検討料に充当する。 4 （略）
（電源接続案件一括検討プロセスの開始） 第1 2 0条の4 （略） 一 一般送配電事業者が、第1 2 0条の2<u>に基づく</u>申込みの受付後、当該申込みの対象となる送電系統について、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合 二 （略） 三 本機関から業務規程第7 5条第1項<u>に基づき</u>要請を受けた場合 四 <u>本機関から業務規程第9 6条第1項に基づき要請を受けた場合</u> （新設）	（電源接続案件一括検討プロセスの開始） 第1 2 0条の4 （略） 一 一般送配電事業者が、第1 2 0条の2<u>の規定による</u>申込みの受付後、当該申込みの対象となる送電系統について、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合 二 （略） 三 本機関から業務規程第7 5条第1項<u>の規定により</u>要請を受けた場合 四 <u>一般送配電事業者が、第1 2 4条第2項に掲げる期間において、過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、連系等を行うことが見込まれる発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量を超過すると判断した場合</u> 五 <u>一般送配電事業者が、第1 2 4条第2項に掲げる期間において、発電設備等の休止又は廃止等の</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
2 一般送配電事業者は、第 1 2 0 条の 2 に<u>基づく</u>申込みの受付後、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要ない旨を判断した場合は、系統連系希望者に対し、その旨を通知するとともに必要な説明を行う。 3 一般送配電事業者は、第 1 項各号に<u>基づき</u>電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合及び第 2 項に<u>基づき</u>同プロセスを開始しない場合は、本機関に対し、その旨及びその理由を報告する。 4 一般送配電事業者は、第 1 項第 4 号の場合は、第 1 2 1 条の 2 に準じて、必要事項を定め公表した上で募集対象となる送電系統への系統連系希望者の募集を省略し、第 1 2 2 条の 3 に<u>基づく</u>、接続検討の申込みに対する検討から実施することができる。	<u>手続（第 1 0 7 条に規定する手続により最大受電電力が減少された場合を含む。以下「休廃止等手続」という。）の対象となる送電系統を対象とする第 8 8 条の規定による申込みの申込書類を受領した場合で、系統連系希望者間の情報取得の公平性の観点から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合</u> 2 一般送配電事業者は、第 1 2 0 条の 2 の<u>規定による</u>申込みの受付後、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要ない旨を判断した場合又は第 1 項第 4 号若しくは第 5 号の規定により電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合は、系統連系希望者に対し、その旨を通知するとともに必要な説明を行う。 3 一般送配電事業者は、第 1 項各号の<u>規定により</u>電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合及び第 2 項の<u>規定により</u>同プロセスを開始しない場合は、本機関に対し、その旨及びその理由を報告する。（削る）
（電源接続案件一括検討プロセスの手続等の遵守） 第 1 2 1 条 一般送配電事業者及び電源接続案件一括プロセスに参加する系統連系希望者は、電源接続案件一括検討プロセスの手続等にしたがうものとする。	（電源接続案件一括検討プロセスの手続等の遵守） 第 1 2 1 条 一般送配電事業者及び電源接続案件一括<u>検討</u>プロセスに参加する系統連系希望者は、電源接続案件一括検討プロセスの手続等にしたがうものとする。
（電源接続案件一括検討プロセスの前提条件の策定等） 第 1 2 1 条の 2 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの開始にあたって、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要、募集対象エリア、電源接続のために必要となる送電系統に暫定的に確保する容量その他の同プロセスの前提条件について検討を行い、これを定める。 2 （略）	（電源接続案件一括検討プロセスの前提条件の策定等） 第 1 2 1 条の 2 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの開始にあたって、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要、募集対象エリア、電源接続のために必要となる送電系統に暫定的に確保する容量その他の同プロセスの前提条件について検討を行い、これを定める。<u>ただし、第 1 2 0 条の 4 第 1 項第 4 号又は第 5 号に掲げる場合において、電源接続案件一括検討プロセスを開始するときは、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要についての検討を省略することができる。</u> 2 （略）
（電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答） 第 1 2 2 条の 4 一般送配電事業者は、前条第 1 項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、第 8 5 条第 1 項に<u>準じ</u>書面にて回答するとともに必要な説明を行う。 2 （略）	（電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答） 第 1 2 2 条の 4 一般送配電事業者は、前条第 1 項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、第 8 5 条第 1 項の<u>規定に準じて</u>書面にて回答するとともに必要な説明を行う。 2 （略）
（系統連系希望者からの再接続検討の申込みの受付等） 第 1 2 2 条の 8 一般送配電事業者は、前条第 1 項に<u>基づく</u>、募集対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者の再接続検討の申込みの受付を行う。 2 ～ 6 （略）	（系統連系希望者からの再接続検討の申込みの受付等） 第 1 2 2 条の 8 一般送配電事業者は、前条第 1 項の<u>規定による</u>募集対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者の再接続検討の申込みの受付を行う。 2 ～ 6 （略）
（電源接続案件一括検討プロセスの保証金） 第 1 2 2 条の 9 系統連系希望者は、第 1 2 2 条の 7 における再接続検討を申込み場合は、業務規程第 8 2 条の 2 に定める算定方法に応じた保証金を、速やかに支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者はその旨を通知しなければならない。ただし、保証金を要しない場合は除く。 2 系統連系希望者が支払った保証金は、当該系統連系希望者が負担する工事費負担金又は第 1 2 3 条に<u>基づき</u>締結する工事費負担金の補償に関する契約に基づく補償金に充当する。 3 （略） 一 工事費負担金の額が、第 1 2 2 条の 7 第 2 項<u>において</u>申告した負担可能上限額を上回る場合 二～四 （略）	（電源接続案件一括検討プロセスの保証金） 第 1 2 2 条の 9 系統連系希望者は、第 1 2 2 条の 7 の<u>規定により</u>再接続検討を申込み場合は、業務規程第 8 2 条の 2 に定める算定方法に応じた保証金を、速やかに支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者はその旨を通知しなければならない。ただし、保証金を要しない場合は除く。 2 系統連系希望者が支払った保証金は、当該系統連系希望者が負担する工事費負担金又は第 1 2 3 条の<u>規定により</u>締結する工事費負担金の補償に関する契約に基づく補償金に充当する。 3 （略） 一 工事費負担金の額が、第 1 2 2 条の 7 第 2 項の<u>規定により</u>申告した負担可能上限額を上回る場合 二～四 （略）

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
（電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の回答） 第 1 2 2 条の 1 1 一般送配電事業者は、前条の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、第 8 5 条第 1 項に<u>準じ</u>書面にて回答するとともに必要な説明を行う。ただし、検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者に対しては、その旨を回答する。	（電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の回答） 第 1 2 2 条の 1 1 一般送配電事業者は、前条の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、第 8 5 条第 1 項の<u>規定に準じて</u>書面にて回答するとともに必要な説明を行う。ただし、検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者に対しては、その旨を回答する。
（電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込み） 第 1 2 3 条 第 1 2 2 条の 1 1 の回答を受領した系統連系希望者は、回答内容を踏まえ、募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、一般送配電事業者に対し、電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みを行わなければならない。 2 前項の申込みを行う系統連系希望者は、申込みに伴い、一般送配電事業者と工事費負担金の補償に関する契約を締結しなければならない。	（電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込み） 第 1 2 3 条 第 1 2 2 条の 1 1 の回答又は第 1 2 3 条の 9 の通知を受領した系統連系希望者は、回答内容を踏まえ、募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、一般送配電事業者に対し、電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みを行わなければならない。 2 前項の<u>規定により</u>申込みを行う系統連系希望者は、申込みに伴い、一般送配電事業者と工事費負担金の補償に関する契約を締結しなければならない。<u>ただし、第 1 2 3 条の 9 の通知を受領した系統連系希望者が契約申込みを行う場合においては、その限りではない。</u>
（電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付） 第 1 2 3 条の 2 一般送配電事業者は、前条の電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。 2 ～ 4 （略）	（電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付） 第 1 2 3 条の 2 一般送配電事業者は、前条の電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること<u>及び第 1 2 3 条の 9 の規定により電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略したときは、第 8 8 条の 2 に規定する保証金を要しない場合を除き、同条に規定する保証金が入金されていることを確認の上、契約申込みを受け付ける。</u>ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。 2 ～ 4 （略）
第 1 2 3 条の 3 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付後、第 8 4 条第 1 項に<u>準じ</u>、当該契約申込みに対する検討を実施する。 2 （略）	第 1 2 3 条の 3 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付後、第 8 4 条第 1 項の<u>規定に準じて</u>、当該契約申込みに対する検討を実施する。 2 （略）
（電源接続案件一括検討プロセスの中止等） 第 1 2 3 条の 8 （略） 2 ・ 3 （略） 4 一般送配電事業者は、業務規程第 8 9 条に<u>基づき</u>、本機関が電源接続案件一括検討プロセスの中止又は中断を要請した場合には、当該要請に従うものとする。	（電源接続案件一括検討プロセスの中止等） 第 1 2 3 条の 8 （略） 2 ・ 3 （略） 4 一般送配電事業者は、業務規程第 8 9 条の<u>規定により</u>、本機関が電源接続案件一括検討プロセスの中止又は中断を要請した場合には、当該要請に従うものとする。
（新設）	<u>（電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部の省略）</u> 第 1 2 3 条の 9 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおける検討において<u>増強工事が不要となった等の理由により、電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略しても系統連系希望者に不利益が生じず、かつ、系統連系希望者間の公平性を害しないと判断したときは、電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略することができる。</u>この場合において、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、その旨及び電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込手続の内容を書面にて通知し、必要な説明を行う。
第 3 節 <u>リプレース案件系統連系募集プロセス</u>	（削る）
<u>（リプレース案件の対象となる資本関係及び契約関係）</u> 第 1 2 4 条 業務規程第 9 0 条第 1 項第 2 号に定めるリプレース対象事業者は、リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者及び当該発電事業者と次の各号に掲げる資本関係又は契約関係を有する者とする。	<u>（電源廃止等により 1 0 万キロワット以上連系可能量が増加する場合の取扱い）</u> 第 1 2 4 条 一般送配電事業者は、休廃止等手続により、連系可能量が 1 0 万キロワット以上増加することが確実に見込まれるときは、当該休廃止等手続により増加する連系可能量（以下「増加連系可能量」という。）及び増加する時期、並びに連系可能量が増加する送電系統を、系統情報ガイドライン

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
一 <u>資本関係を有する者 次のア及びイに掲げる者</u> ア <u>当該発電事業者の親子法人等</u> イ <u>当該発電事業者の関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和３８年１１月２７日大蔵省令第５９号）第８条に定める者をいう。以下同じ。）並びに当該発電事業者の親子法人等の関連会社</u> 二 <u>契約関係を有する者 次のアからウに掲げる者</u> ア <u>当該発電事業者と新設発電設備等を共同で開発又は維持、運用する契約を締結し、又は、締結することを予定している電気供給事業者</u> イ <u>当該発電事業者と新設発電設備等から発電される電気を受給する契約（ＦＩＴ法に基づく特定契約を除く。）を締結し、又は、締結することを予定している電気供給事業者</u> ウ <u>この号ア及びイに掲げる電気供給事業者と前号に掲げる資本関係がある者</u> （新設）	<u>に基づき、速やかに自身のウェブサイトにおいて公表する。</u> <u>２ 前項の規定にかかわらず、一般送配電事業者は、この章の規定の適用については前項の規定により公表した日より１２か月が経過するまでの間は、休廃止等手続の対象となる発電設備等が休廃止等手続前における最大受電電力のまま連系され、稼働しているものとみなして取り扱う。ただし、休廃止等手続の対象となる送電系統を対象とする電源接続案件一括検討プロセスにおいてはこの限りではない。</u>
<u>（リプレースに該当する可能性がある場合の報告）</u> 第１２５条 <u>リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者は、業務規程第９０条第１項第３号の場合に該当するときは、その旨を本機関に報告しなければならない。</u>	第１２５条 削除
<u>（リプレースの該当性判断のための確認）</u> 第１２６条 <u>リプレース対象事業者及び関係する電気供給事業者は、業務規程第９０条第２項に基づき、本機関からリプレースの該当性を判断するために必要な事項の確認を受けた場合は、本機関が指定する期日までに、これに回答しなければならない。</u> <u>２ リプレース対象事業者及び関係する電気供給事業者は、本機関が指定する期日までに、前項の回答ができない場合には、その理由を本機関に報告しなければならない。</u>	第１２６条 削除
<u>（リプレースに係る系統アクセス情報の報告）</u> 第１２７条 <u>一般送配電事業者は、系統連系希望者から１０万キロワット以上の発電設備等の停止若しくは発電抑制を前提とした発電設備等の接続検討の申込み又は契約申込みを受け付けた場合は、速やかに本機関に報告しなければならない。</u>	第１２７条 削除
<u>（リプレース案件系統連系募集プロセスへの応募）</u> 第１２８条 <u>プロセス対象送電系統に対する系統連系希望者は、本機関が策定した募集要綱に従い、リプレース案件系統連系募集プロセスへ応募する。</u>	第１２８条 削除
<u>（リプレース案件系統連系募集プロセスにおける契約申込み）</u> 第１２９条 <u>リプレース案件系統連系募集プロセスに応募した系統連系希望者は、業務規程第９５条の通知及び接続検討の回答を受けた場合において、発電設備等とプロセス対象送電系統との連系等を希望するときは、速やかに、一般送配電事業者に対し、契約申込みを行わなければならない。</u>	第１２９条 削除
<u>（廃止を伴う新設発電設備等の契約申込みの制限）</u> 第１３０条 <u>リプレース対象事業者は、リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者が、最大受電電力が１０万キロワット以上のリプレース発電設備等を廃止する場合において、業務規程第９０条第１</u>	第１３０条 削除

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
<u>項第３号の場合に該当するときは、廃止日から１２か月が経過するまでの間、リプレース案件系統連系募集プロセス（業務規程第９６条に基づき、同プロセス後に電源接続案件募集プロセスが開始された場合を含む。）によらずに、新設発電設備等に関する契約申込みを行うことができない。ただし、次の各号に掲げるときはこの限りでない。</u> 一 <u>業務規程第９０条第１項第２号ただし書に該当するとき</u> 二 <u>全国又は供給区域の需給状況等に鑑み、本機関が発電設備等の連系を認める必要があると認めたとき</u>	
<u>（リプレース案件系統連系募集プロセスにおける廃止時期変更の制限）</u> 第１３１条 <u>リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者は、リプレース案件系統連系募集プロセスが開始された場合は、やむを得ない理由が無い限り、リプレース発電設備等の廃止時期を繰り延べてはならない。</u> ２ <u>リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者は、前項に掲げる場合において、発電設備等の廃止時期を繰り延べるときは、本機関にその理由を書面により提出しなければならない。</u>	第１３１条 <u>削除</u>
第４節 その他 （申込み・回答様式） 第１３３条 （略） ２ 前項にかかわらず、系統連系希望者が、ＦＩＴ法に定める特定契約及び接続供給契約又は振替供給契約を同時に申し込む場合の申込書及び回答書の様式については、各一般送配電事業者が自身のウェブサイトにおいて公表する。	第３節 その他 （申込み・回答様式） 第１３３条 （略） ２ 前項<u>の規定</u>にかかわらず、系統連系希望者が、ＦＩＴ法に定める特定契約及び接続供給契約又は振替供給契約を同時に申し込む場合の申込書及び回答書の様式については、各一般送配電事業者が自身のウェブサイトにおいて公表する。
（本機関の系統アクセス業務等への協力） 第１３６条 一般送配電事業者その他の電気供給事業者は、業務規程第１０３条及び第９０条の規定に<u>基づき</u>、本機関から系統アクセス業務に係る情報提供その他の協力を求められた場合には、これに応じなければならない。 ２ （略）	（本機関の系統アクセス業務等への協力） 第１３６条 一般送配電事業者その他の電気供給事業者は、業務規程第１０３条及び第９０条の規定に<u>より</u>、本機関から系統アクセス業務に係る情報提供その他の協力を求められた場合には、これに応じなければならない。 ２ （略）
（一般送配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備の工事が含まれる場合の特則） 第１３７条 （略） ２ 前項に<u>基づき</u>定める工事費負担金契約等の内容は第１０３条及び第１１８条と異なる定めをすることを妨げない。	（一般送配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備の工事が含まれる場合の特則） 第１３７条 （略） ２ 前項<u>の規定により</u>定める工事費負担金契約等の内容は第１０３条及び第１１８条と異なる定めをすることを妨げない。
（託送供給契約者による計画の提出） 第１３８条 （略） ２ （略） 一 （略） 二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画（調達先（卸電力取引所における<u>前日スポット</u>取引及び１時間前取引による調達を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。） 三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（販売先（卸電力取引所における<u>前日スポット</u>取引及び１時間前取引による販売を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画	（託送供給契約者による計画の提出） 第１３８条 （略） ２ （略） 一 （略） 二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画（調達先（卸電力取引所における<u>翌日</u>取引及び１時間前取引による調達を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。） 三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（販売先（卸電力取引所における<u>翌日</u>取引及び１時間前取引による販売を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。） 3 （略） 4 複数の託送供給契約者（自己等への電気の供給を行う者を除く。以下、この項及び次項において同じ。）が、託送供給契約に関する一般送配電事業者との協議及び託送供給の実施に関する事項についての権限を特定の託送供給契約者（以下「代表契約者」という。）に委任している場合においては、第1項にかかわらず、代表契約者が、当該複数の託送供給契約者の需要調達計画等を取りまとめ、需要調達計画等を提出しなければならない。 5 （略）	売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。） 3 （略） 4 複数の託送供給契約者（自己等への電気の供給を行う者を除く。以下、この項及び次項において同じ。）が、託送供給契約に関する一般送配電事業者との協議及び託送供給の実施に関する事項についての権限を特定の託送供給契約者（以下「代表契約者」という。）に委任している場合においては、第1項の<u>規定</u>にかかわらず、代表契約者が、当該複数の託送供給契約者の需要調達計画等を取りまとめ、需要調達計画等を提出しなければならない。 5 （略）
（発電契約者並びに一般送配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出） 第139条 （略） 2・3 （略） 4 第2項第1号にかかわらず、発電契約者は、次の各号に掲げる場合において、発電地点別又は発電機別ごとの発電の内訳の記載を求められたときは、これを発電計画に記載しなければならない。 一・二 （略）	（発電契約者並びに一般送配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出） 第139条 （略） 2・3 （略） 4 第2項第1号<u>の規定</u>にかかわらず、発電契約者は、次の各号に掲げる場合において、発電地点別又は発電機別ごとの発電の内訳の記載を求められたときは、これを発電計画に記載しなければならない。 一・二 （略）
（再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置） 第140条 （略） 一 （略） ア （略） イ 一般送配電事業者は、この号アにより特例契約者等が作成した様式に、実需給日の前々日16時まで、特例発電計画に係る太陽光電源又は風力電源の発電計画の値を入力する。また、実需給日の前日6時まで、入力した値について見直し、再入力する。 二 （略） 2 特例契約者等は、前項各号に<u>基づいて</u>一般送配電事業者が入力し、又は特例契約者等が作成し一般送配電事業者がその妥当性を確認した発電計画の内容にしたがって、実需給日の前日12時まで、発電販売計画等を本機関に提出しなければならない。 3 （略）	（再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置） 第140条 （略） 一 （略） ア （略） イ 一般送配電事業者は、この号ア<u>の規定</u>により特例契約者等が作成した様式に、実需給日の前々日16時まで、特例発電計画に係る太陽光電源又は風力電源の発電計画の値を入力する。また、実需給日の前日6時まで、入力した値について見直し、再入力する。 二 （略） 2 特例契約者等は、前項各号<u>の規定により</u>一般送配電事業者が入力し、又は特例契約者等が作成し一般送配電事業者がその妥当性を確認した発電計画の内容にしたがって、実需給日の前日12時まで、発電販売計画等を本機関に提出しなければならない。 3 （略）
（特定送配電事業者による情報提出） 第142条 （略） 2 特定送配電事業者は、前項により提出した資料に変更がある場合は、都度、変更した資料を本機関に提出しなければならない。	（特定送配電事業者による情報提出） 第142条 （略） 2 特定送配電事業者は、前項<u>の規定</u>により提出した資料に変更がある場合は、都度、変更した資料を本機関に提出しなければならない。
（追加資料の提出） 第143条 （略） 2 託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者は、業務規程第110条又は前項に<u>基づき</u>、本機関又は一般送配電事業者から提出した計画その他の情報に対して、追加の資料の提出を求められた場合には、速やかにこれに応じなければならない。	（追加資料の提出） 第143条 （略） 2 託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者は、業務規程第110条又は前項<u>の規定により</u>、本機関又は一般送配電事業者から提出した計画その他の情報に対して、追加の資料の提出を求められた場合には、速やかにこれに応じなければならない。
（計画の変更） 第144条 託送供給契約者、発電契約者又は需要抑制契約者は、需要調達計画等、発電販売計画等又	（計画の変更） 第144条 託送供給契約者、発電契約者又は需要抑制契約者は、需要調達計画等、発電販売計画等又

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
は需要抑制計画等に変更が生じた場合（本機関が業務規程第 1 0 9 条に基づき計画値を変更したことに伴い必要となる変更を含む。）、速やかに変更後の計画を本機関に提出しなければならない。 2 （略）	は需要抑制計画等に変更が生じた場合（本機関が業務規程第 1 0 9 条の規定により計画値を変更したことに伴い必要となる変更を含む。）、速やかに変更後の計画を本機関に提出しなければならない。 2 （略）
（本機関の指示又は要請に基づく精算） 第 1 4 7 条 業務規程第 1 1 1 条に基づく指示又は要請を受けた電気供給事業者は、業務規程第 1 2 3 条第 1 項及び第 2 項に定める協議において、本機関の指示又は要請に基づいて電気の供給、電気工作物の貸渡等を行った電気供給事業者の費用負担を勘案し、原則として、当該事業者に不利益が生じない合理的な額による精算を行う。	（本機関の指示又は要請に基づく精算） 第 1 4 7 条 業務規程第 1 1 1 条の規定による指示又は要請を受けた電気供給事業者は、業務規程第 1 2 3 条第 1 項及び第 2 項に定める協議において、本機関の指示又は要請に基づいて電気の供給、電気工作物の貸渡等を行った電気供給事業者の費用負担を勘案し、原則として、当該事業者に不利益が生じない合理的な額による精算を行う。
（電力系統の監視） 第 1 5 2 条 （略） 2 一般送配電事業者は、小売電気事業者等が、法第 2 条の 1 2 第 1 項に規定する必要な供給力（法第 2 7 条の 2 6 第 2 項により準用する場合を含む。）を確保していないと認められる場合、当該小売電気事業者等に対して、供給力を確保するよう要請することができる。 3・4 （略）	（電力系統の監視） 第 1 5 2 条 （略） 2 一般送配電事業者は、小売電気事業者等が、法第 2 条の 1 2 第 1 項に規定する必要な供給力（法第 2 7 条の 2 6 第 2 項において準用する場合を含む。）を確保していないと認められる場合、当該小売電気事業者等に対して、供給力を確保するよう要請することができる。 3・4 （略）
（下げ調整力の活用） 第 1 7 3 条 一般送配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が余剰になると見込まれる場合は、次の各号に掲げる措置を講じる。 一 一般送配電事業者が調整力としてあらかじめ確保した次のアからウに掲げる方法 ア～ウ （略） 二 一般送配電事業者からオンラインで調整ができる次のアからウに掲げる方法 ア～ウ （略）	（下げ調整力の活用） 第 1 7 3 条 一般送配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が余剰になると見込まれる場合は、次の各号に掲げる措置を講じる。 一 一般送配電事業者が調整力としてあらかじめ確保した次のアからウ<u>まで</u>に掲げる方法 ア～ウ （略） 二 一般送配電事業者からオンラインで調整ができる次のアからウ<u>まで</u>に掲げる方法 ア～ウ （略）
（下げ調整力が不足する場合の措置） 第 1 7 4 条 （略） 一 一般送配電事業者からオンラインで調整できない次のアからウに掲げる方法（<u>第 3 号、第 4 号、第 5 号</u>及び第 7 号に掲げる方法を除く。） ア～ウ （略） 二～七 （略） 2 （略）	（下げ調整力が不足する場合の措置） 第 1 7 4 条 （略） 一 一般送配電事業者からオンラインで調整できない次のアからウ<u>まで</u>に掲げる方法（<u>第 3 号から第 5 号まで</u>及び第 7 号に掲げる方法を除く。） ア～ウ （略） 二～七 （略） 2 （略）
（長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整） 第 1 7 7 条 一般送配電事業者は、翌日の供給区域の下げ調整力不足又は下げ調整力の不足するおそれがある場合には、実需給日の前日 1 2 時以降において、本機関に対して、第 1 7 4 条第 1 項第 2 号のための電力量及び時間の調整を要請することができる。 2 （略）	（長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整） 第 1 7 7 条 一般送配電事業者は、翌日の供給区域の下げ調整力不足又は下げ調整力の不足するおそれがある場合には、実需給日の前日 1 2 時以降において、本機関に対して、第 1 7 4 条第 1 項第 2 号に<u>規定する長周期広域周波数調整</u>のための電力量及び時間の調整を要請することができる。 2 （略）
（実需給当日の長周期広域周波数調整の実施の手順） 第 1 7 8 条 前条第 1 項の要請を行った一般送配電事業者は、業務規程第 1 3 2 条に基づき、本機関により仮決定された長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の通知を受けた場合には、実需給当日の需給バランスに基づき、長周期広域周波数調整の要否を検討する。 2 前項の一般送配電事業者は、第 1 7 4 条第 1 項第 3 号から第 5 号の出力抑制に必要な時間を考慮の上、原則として、ゲートクローズ後、前項の長周期広域周波数調整の要否を判断し、長周期広域周波数調整が必要である場合には、必要となる電力量及び時間を本機関に通知する。	（実需給当日の長周期広域周波数調整の実施の手順） 第 1 7 8 条 前条第 1 項の要請を行った一般送配電事業者は、業務規程第 1 3 2 条の規定により、本機関により仮決定された長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の通知を受けた場合には、実需給当日の需給バランスに基づき、長周期広域周波数調整の要否を検討する。 2 前項の一般送配電事業者は、第 1 7 4 条第 1 項第 3 号から第 5 号<u>まで</u>の出力抑制に必要な時間を考慮の上、原則として、ゲートクローズ後、前項の長周期広域周波数調整の要否を判断し、長周期広域周波数調整が必要である場合には、必要となる電力量及び時間を本機関に通知する。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
3 （略）	3 （略）
（下げ代不足を解消するための本機関に対する指示の要請） 第182条 （略） 2 本機関は、前項の要請を受けた場合には、一般送配電事業者が第174条第1項第1号から第5号の措置を講じた後に前項の指示を行う。ただし、下げ代不足を解消する緊急の必要性が認められる場合は、第174条の <u>定めによらず</u> 、当該指示を行うことができる。	（下げ代不足を解消するための本機関に対する指示の要請） 第182条 （略） 2 本機関は、前項の要請を受けた場合には、一般送配電事業者が第174条第1項第1号から第5号 <u>までの</u> 措置を講じた後に前項の指示を行う。ただし、下げ代不足を解消する緊急の必要性が認められる場合は、第174条の <u>規定にかかわらず</u> 、当該指示を行うことができる。
（発電契約者等に対する出力制御等を行った場合の説明） 第184条 （略） 2 一般送配電事業者は、第174条第1項第1号から第5号（ただし、第2号を除く。）に定める出力抑制等を給電指令により行う際には、給電指令を受ける発電契約者等に対し、事前に、次の各号に掲げる事項について説明するとともに、当該事業者等と協議しなければならない。ただし、緊急時には事後速やかに説明を行えば足りるものとする。 一～三 （略） 3 （略）	（発電契約者等に対する出力制御等を行った場合の説明） 第184条 （略） 2 一般送配電事業者は、第174条第1項第1号、第3号から第5号までに規定する出力抑制等を給電指令により行う際には、給電指令を受ける発電契約者等に対し、事前に、次の各号に掲げる事項について説明するとともに、当該事業者等と協議しなければならない。ただし、緊急時には事後速やかに説明を行えば足りるものとする。 一～三 （略） 3 （略）
（発電契約者等に対する出力抑制を行った場合の本機関への報告） 第185条 一般送配電事業者は、発電契約者等に対し、第174条第1項第1号から第4号の出力抑制の給電指令を行った場合は、事後速やかに、本機関に前条第2項各号に掲げる事項の説明を行うとともに、これを裏付ける資料を提出しなければならない。	（発電契約者等に対する出力抑制を行った場合の本機関への報告） 第185条 一般送配電事業者は、発電契約者等に対し、第174条第1項第1号から第4号 <u>までの</u> 出力抑制の給電指令を行った場合は、事後速やかに、本機関に前条第2項各号に掲げる事項の説明を行うとともに、これを裏付ける資料を提出しなければならない。
（下げ代不足時における短時間熱容量による運用容量の算出） 第196条 特定の供給区域において下げ代不足が見込まれる場合において、前条第2項第1号の流通設備の熱容量に基づき運用容量が定められているときは、同号ただし書にかかわらず、下げ代不足が見込まれる期間に限定して、潮流の値を短時間熱容量に基づき算出することができる。ただし、下げ代不足が見込まれる供給区域において給電指令により迅速かつ確実に出力抑制を行うことができる電源がある場合に限る。	（下げ代不足時における短時間熱容量による運用容量の算出） 第196条 特定の供給区域において下げ代不足が見込まれる場合において、前条第2項第1号の流通設備の熱容量に基づき運用容量が定められているときは、同号ただし書 <u>の規定</u> にかかわらず、下げ代不足が見込まれる期間に限定して、潮流の値を短時間熱容量に基づき算出することができる。ただし、下げ代不足が見込まれる供給区域において給電指令により迅速かつ確実に出力抑制を行うことができる電源がある場合に限る。
（運用容量の算出断面） 第197条 （略） 一・二 （略） 三 第195条第2項第1号から第3号により運用容量が定まる場合	（運用容量の算出断面） 第197条 （略） 一・二 （略） 三 第195条第2項第1号から第3号 <u>までの規定</u> により運用容量が定まる場合
（承認を受けた電源等の取扱い） 第209条の2 業務規程第144条の2第2号の電源を有する承認電源等保有者は、翌々日の運用容量が公表された以降、発電に係る計画の変更はできないものとする。ただし、 <u>前日</u> スポット取引へ影響が生じないのであれば発電に係る計画の変更はできる。また、 <u>前日</u> スポット取引へ影響が生じる場合においても、次の各号の場合には、それぞれ当該各号に掲げる変更をすることができる。 一・二 （略） 2 承認電源等保有者は、承認電源等に関し、業務規程第143条に <u>基づく</u> 混雑処理がなされた場合であっても、混雑処理に伴う出力等の抑制を行うことを要しないものとする。	（承認を受けた電源等の取扱い） 第209条の2 業務規程第144条の2第2号の電源を有する承認電源等保有者は、翌々日の運用容量が公表された以降、発電に係る計画の変更はできないものとする。ただし、 <u>翌日</u> 取引へ影響が生じないのであれば発電に係る計画の変更はできる。また、 <u>翌日</u> 取引へ影響が生じる場合においても、次の各号の場合には、それぞれ当該各号に掲げる変更をすることができる。 一・二 （略） 2 承認電源等保有者は、承認電源等に関し、業務規程第143条の <u>規定による</u> 混雑処理がなされた場合であっても、混雑処理に伴う出力等の抑制を行うことを要しないものとする。
（承認内容に変更があった場合の取扱い） 第214条 （略） 2 前項にかかわらず、業務規程第144条の2第2号に掲げる電源を有する承認電源等保有者は、承認内容を変更する年度の前々年度末までに、本機関に対して、当該承認内容の変更の申請を行わなけ	（承認内容に変更があった場合の取扱い） 第214条 （略） 2 前項 <u>の規定</u> にかかわらず、業務規程第144条の2第2号に掲げる電源を有する承認電源等保有者は、承認内容を変更する年度の前々年度末までに、本機関に対して、当該承認内容の変更の申請を行

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
ればならない。 3 （略）	わなければならない。 3 （略）
（緊急時の発電機の出力の調整） 第 2 2 1 条 混雑が発生した連系線に隣接する供給区域の一般送配電事業者は、業務規程第 1 4 3 条から第 1 4 3 条の 5 までの規定に<u>基づく</u>混雑処理を行うまでの間の電力系統の安定性を確保するため、必要に応じ、当該連系線の潮流を抑制する相殺潮流が流れるよう一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整を行う。	（緊急時の発電機の出力の調整） 第 2 2 1 条 混雑が発生した連系線に隣接する供給区域の一般送配電事業者は、業務規程第 1 4 3 条から第 1 4 3 条の 5 までの規定に<u>よる</u>混雑処理を行うまでの間の電力系統の安定性を確保するため、必要に応じ、当該連系線の潮流を抑制する相殺潮流が流れるよう一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整を行う。
（作業停止計画の原案の提出） 第 2 3 0 条 （略） 2 一般送配電事業者は、業務規程第 1 5 7 条第 2 項に<u>基づき</u>、本機関が発電計画提出者から提出を受けた電力設備の作業停止計画の原案の送付を受ける。 3・4 （略）	（作業停止計画の原案の提出） 第 2 3 0 条 （略） 2 一般送配電事業者は、業務規程第 1 5 7 条第 2 項<u>の規定により</u>、本機関が発電計画提出者から提出を受けた電力設備の作業停止計画の原案の送付を受ける。 3・4 （略）
（本機関に対する作業停止計画の提出） 第 2 3 2 条 一般送配電事業者は、第 2 3 0 条第 1 項又は第 2 項により、作業停止計画の原案を受け取ったときは、広域連系系統等の作業停止計画（当該一般送配電事業者の作業停止計画に関するものを含む。）を速やかに本機関に提出する。	（本機関に対する作業停止計画の提出） 第 2 3 2 条 一般送配電事業者は、第 2 3 0 条第 1 項又は第 2 項<u>の規定により</u>、作業停止計画の原案を受け取ったときは、広域連系系統等の作業停止計画（当該一般送配電事業者の作業停止計画に関するものを含む。）を速やかに本機関に提出する。
（調整対象作業停止計画の原案の調整） 第 2 3 3 条 （略） 2 一般送配電事業者は、必要に応じ、第 2 3 0 条第 3 項に<u>基づく</u>作業停止計画の原案の提出前に、事前調整を行うことができる。	（調整対象作業停止計画の原案の調整） 第 2 3 3 条 （略） 2 一般送配電事業者は、必要に応じ、第 2 3 0 条第 3 項<u>の規定による</u>作業停止計画の原案の提出前に、事前調整を行うことができる。
（作業停止計画の調整案の提出・取りまとめ） 第 2 3 4 条 作業停止計画提出者は、第 2 3 0 条第 1 項に<u>準じ</u>、業務規程第 1 5 8 条第 1 項及び前条の調整を踏まえ、別表 1 2－1 に定める期日までに、原案から調整された作業停止計画の調整案を提出する。 2 一般送配電事業者は、第 2 3 0 条第 2 項に<u>準じ</u>、本機関が発電計画提出者から提出を受けた電力設備の作業停止計画の調整案の送付を受ける。 3 一般送配電事業者は、前各項により、作業停止計画の調整案を受け取ったときは、第 2 3 2 条に<u>準じ</u>、広域連系系統等の作業停止計画を本機関に提出する。	（作業停止計画の調整案の提出・取りまとめ） 第 2 3 4 条 作業停止計画提出者は、第 2 3 0 条第 1 項<u>の規定に準じて</u>、業務規程第 1 5 8 条第 1 項及び前条の調整を踏まえ、別表 1 2－1 に定める期日までに、原案から調整された作業停止計画の調整案を提出する。 2 一般送配電事業者は、第 2 3 0 条第 2 項<u>の規定に準じて</u>、本機関が発電計画提出者から提出を受けた電力設備の作業停止計画の調整案の送付を受ける。（略） 3 一般送配電事業者は、前各項<u>の規定により</u>、作業停止計画の調整案を受け取ったときは、第 2 3 2 条<u>の規定に準じて</u>、広域連系系統等の作業停止計画を本機関に提出する。
（作業停止計画の最終案の提出、承認） 第 2 3 6 条 作業停止計画提出者は、第 2 3 0 条第 1 項に<u>準じ</u>、業務規程第 1 6 0 条第 2 項及び前条の調整を踏まえ、別表 1 2－1 に定める期日までに、調整案に対して最終調整された作業停止計画の最終案を提出する。 2 一般送配電事業者は、第 2 3 0 条第 2 項に<u>準じ</u>、本機関が発電計画提出者から提出を受けた電力設備の作業停止計画の最終案の送付を受ける。 3 一般送配電事業者は、前各項により作業停止計画の最終案を受け取ったときは、第 2 3 2 条に<u>準じて</u>、広域連系系統等の作業停止計画を本機関に提出する。 4 一般送配電事業者は、第 1 項及び第 2 項により調整対象作業停止計画の最終案を受け取ったときは、これを承認する。	（作業停止計画の最終案の提出、承認） 第 2 3 6 条 作業停止計画提出者は、第 2 3 0 条第 1 項<u>の規定に準じて</u>、業務規程第 1 6 0 条第 2 項及び前条の調整を踏まえ、別表 1 2－1 に定める期日までに、調整案に対して最終調整された作業停止計画の最終案を提出する。 2 一般送配電事業者は、第 2 3 0 条第 2 項<u>の規定に準じて</u>、本機関が発電計画提出者から提出を受けた電力設備の作業停止計画の最終案の送付を受ける。（略） 3 一般送配電事業者は、前各項<u>の規定により</u>作業停止計画の最終案を受け取ったときは、第 2 3 2 条<u>の規定に準じて</u>、広域連系系統等の作業停止計画を本機関に提出する。 4 一般送配電事業者は、第 1 項及び第 2 項<u>の規定により</u>調整対象作業停止計画の最終案を受け取ったときは、これを承認する。
（承認された作業停止計画に関する情報の提供等） 第 2 3 7 条 一般送配電事業者は、業務規程第 1 6 2 条第 1 項により、本機関から本機関が承認した広	（承認された作業停止計画に関する情報の提供等） 第 2 3 7 条 一般送配電事業者は、業務規程第 1 6 2 条第 1 項<u>の規定により</u>、本機関から本機関が承認

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
域連系系統等の作業停止計画の送付を受ける。 2 （略）	した広域連系系統等の作業停止計画の送付を受ける。 2 （略）
（広域調整作業停止計画の調整案に対する再調整の申出） 第 2 3 8 条 広域連系系統等の作業停止計画により、発電計画に影響が生じる発電計画提出者は、業務規程第 1 5 9 条第 3 項に<u>基づき</u>共有された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の再調整を申し出ることができる。	（広域調整作業停止計画の調整案に対する再調整の申出） 第 2 3 8 条 広域連系系統等の作業停止計画により、発電計画に影響が生じる発電計画提出者は、業務規程第 1 5 9 条第 3 項の<u>規定により</u>共有された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の再調整を申し出ることができる。
（作業停止計画の提出の省略） 第 2 4 0 条 （略） 2 前項により、作業停止計画提出者が作業停止計画の提出を省略した場合は、一般送配電事業者は、当該作業停止計画提出者の調整対象作業停止計画に変更がないものとして、当該作業停止計画の調整を行う。	（作業停止計画の提出の省略） 第 2 4 0 条 （略） 2 前項の<u>規定</u>により、作業停止計画提出者が作業停止計画の提出を省略した場合は、一般送配電事業者は、当該作業停止計画提出者の調整対象作業停止計画に変更がないものとして、当該作業停止計画の調整を行う。
（作業停止計画の変更及び追加） 第 2 4 1 条 作業停止計画提出者は、作業停止計画の年間計画又は月間計画の承認以降、需給状況及び系統状況の変化並びに突発的な設備異常等により、やむを得ない年間計画又は月間計画の変更（取りやめを含む。以下同じ。）又は追加（計画外の作業停止を含む。以下同じ。）がある場合には、その理由を付して、第 2 3 0 条第 1 項に準じて、変更後の作業停止計画（以下「作業停止変更計画」という。）を一般送配電事業者に提出する。 2 作業停止計画提出者は、作業停止計画の原案の提出から最終案の承認までの間であっても、当該事業者が最後に提出した作業停止計画の原案、調整案又は最終案の変更又は追加が必要となったときは、その理由を付して、第 2 3 0 条第 1 項に準じて、速やかに作業停止変更計画を一般送配電事業者に提出する。 3 一般送配電事業者は、前各項により広域連系系統等の作業停止変更計画を受け取った場合には、第 2 3 2 条に準じて、本機関に提出する。 4 一般送配電事業者は、調整対象の作業停止変更計画を受け取ったときは、第 2 3 3 条に準じて調整を行い、必要に応じ、作業停止変更計画の見直しを求める。 5 一般送配電事業者は、前項の調整後、調整対象の作業停止変更計画を第 2 3 6 条第 4 項に準じて承認する。	（作業停止計画の変更及び追加） 第 2 4 1 条 作業停止計画提出者は、作業停止計画の年間計画又は月間計画の承認以降、需給状況及び系統状況の変化並びに突発的な設備異常等により、やむを得ない年間計画又は月間計画の変更（取りやめを含む。以下同じ。）又は追加（計画外の作業停止を含む。以下同じ。）がある場合には、その理由を付して、第 2 3 0 条第 1 項の<u>規定</u>に準じて、変更後の作業停止計画（以下「作業停止変更計画」という。）を一般送配電事業者に提出する。 2 作業停止計画提出者は、作業停止計画の原案の提出から最終案の承認までの間であっても、当該事業者が最後に提出した作業停止計画の原案、調整案又は最終案の変更又は追加が必要となったときは、その理由を付して、第 2 3 0 条第 1 項の<u>規定</u>に準じて、速やかに作業停止変更計画を一般送配電事業者に提出する。 3 一般送配電事業者は、前各項の<u>規定</u>により広域連系系統等の作業停止変更計画を受け取った場合には、第 2 3 2 条の<u>規定</u>に準じて、本機関に提出する。 4 一般送配電事業者は、調整対象の作業停止変更計画を受け取ったときは、第 2 3 3 条の<u>規定</u>に準じて調整を行い、必要に応じ、作業停止変更計画の見直しを求める。 5 一般送配電事業者は、前項の調整後、調整対象の作業停止変更計画を第 2 3 6 条第 4 項の<u>規定</u>に準じて承認する。
（緊急時の作業停止計画の調整の省略） 第 2 4 2 条 一般送配電事業者及び電気供給事業者は、人身の安全又は設備保全上の理由により緊急を要する場合は、業務規程第 1 5 7 条から第 1 6 6 条及び本指針第 2 3 0 条から第 2 4 1 条の作業停止計画の調整の手続を行わず、直ちに関係する電力設備を停止することができる。 2 作業停止計画提出者は、前項により電力設備が緊急停止した場合において、当該電力設備の停止が継続するときは、第 2 3 0 条第 1 項に準じて、速やかに調整対象の作業停止変更計画を一般送配電事業者に提出する。 3 一般送配電事業者は、前項に<u>おいて</u>広域連系系統等の作業停止変更計画を受け取ったときは、第 2 3 2 条に準じて、本機関に提出する。	（緊急時の作業停止計画の調整の省略） 第 2 4 2 条 一般送配電事業者及び電気供給事業者は、人身の安全又は設備保全上の理由により緊急を要する場合は、業務規程第 1 5 7 条から第 1 6 6 条<u>まで</u>及び本指針第 2 3 0 条から第 2 4 1 条<u>までの</u>作業停止計画の調整の手続を行わず、直ちに関係する電力設備を停止することができる。 2 作業停止計画提出者は、前項の<u>規定</u>により電力設備が緊急停止した場合において、当該電力設備の停止が継続するときは、第 2 3 0 条第 1 項の<u>規定</u>に準じて、速やかに調整対象の作業停止変更計画を一般送配電事業者に提出する。 3 一般送配電事業者は、前項の<u>規定により</u>広域連系系統等の作業停止変更計画を受け取ったときは、第 2 3 2 条の<u>規定</u>に準じて、本機関に提出する。
（作業実施の手続） 第 2 4 3 条 一般送配電事業者及び作業を実施する電気供給事業者は、作業事故、供給支障等を生じさせることのないよう、第 1 9 1 条に<u>定めるところ</u>により、相互に協調して作業停止に伴う電力設備の運転を行わなければならない。 2～4 （略）	（作業実施の手続） 第 2 4 3 条 一般送配電事業者及び作業を実施する電気供給事業者は、作業事故、供給支障等を生じさせることのないよう、第 1 9 1 条の<u>規定</u>により、相互に協調して作業停止に伴う電力設備の運転を行わなければならない。 2～4 （略）

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（作業停止計画の調整における考慮事項） 第２４４条　本機関又は一般送配電事業者が、電力設備の作業停止計画の調整を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項（一般送配電事業者が行う調整においては第１１号を除く。）を考慮の上、行う。ただし、第１号から第６号に掲げる事項を重視及び優先するものとする。 一～十一　（略） ２　（略）	（作業停止計画の調整における考慮事項） 第２４４条　本機関又は一般送配電事業者が、電力設備の作業停止計画の調整を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項（一般送配電事業者が行う調整においては第１１号を除く。）を考慮の上、行う。ただし、第１号から第６号<u>まで</u>に掲げる事項を重視及び優先するものとする。 一～十一　（略） ２　（略）
（低圧ＦＩＴ電源及び低圧ＦＩＴ卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合） 第２６６条　（略） ２　前項にかかわらず、低圧ＦＩＴ電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、第２４７条、第２５２条から第２５５条、第２５７条及び第２５９条から第２６１条までは適用せず、低圧ＦＩＴ卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、第２４７条、第２５２条、第２５３条、第２５５条第２項及び第３項並びに第２５７条は適用しない。 ３　第１項にかかわらず、一般送配電事業者と電気の特定期約を締結している低圧ＦＩＴ電源がＦＩＴ買取期間満了に伴うスイッチング支援対象業務を行う場合は、第２４７条及び第２５２条から第２６２条まで<u>を適用しない</u>。	（低圧ＦＩＴ電源及び低圧ＦＩＴ卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合） 第２６６条　（略） ２　前項の<u>規定</u>にかかわらず、低圧ＦＩＴ電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、第２４７条、第２５２条から第２５５条<u>まで</u>、第２５７条及び第２５９条から第２６１条までは適用せず、低圧ＦＩＴ卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、第２４７条、第２５２条、第２５３条、第２５５条第２項及び第３項並びに第２５７条の<u>規定</u>は適用しない。 ３　第１項の<u>規定</u>にかかわらず、一般送配電事業者と電気の特定期約を締結している低圧ＦＩＴ電源がＦＩＴ買取期間満了に伴うスイッチング支援対象業務を行う場合は、第２４７条及び第２５２条から第２６２条までの<u>規定は適用しない</u>。
（緊急時の対応） 第２６７条　（略） ２・３　（略） ４　電気事業者に該当しない電気供給事業者は、防災に係る業務の遂行に関し、前各項に<u>準じた</u>対応を行うよう努める。	（緊急時の対応） 第２６７条　（略） ２・３　（略） ４　電気事業者に該当しない電気供給事業者は、防災に係る業務の遂行に関し、前各項の<u>規定に準じて</u>対応を行うよう努める。
（災害時連携計画の検討等に関する本機関への協力） 第２６７条の５　一般送配電事業者たる会員は、業務規程第１７６条の４第１項に<u>基づき</u>、提出した災害時連携計画の根拠及び考え方を聴取されたときは、速やかにこれに応じなければならない。	（災害時連携計画の検討等に関する本機関への協力） 第２６７条の５　一般送配電事業者たる会員は、業務規程第１７６条の４第１項の<u>規定により</u>、提出した災害時連携計画の根拠及び考え方を聴取されたときは、速やかにこれに応じなければならない。
（新設）	<u>第３節　災害等復旧費用の相互扶助</u>
（新設）	<u>（災害等扶助交付金の交付申請）</u> <u>第２６７条の６　一般送配電事業者及び送電事業者たる会員は、本機関に対し、災害等扶助交付金の交付を申請することができる。</u>
（電力需給等に関する情報の本機関への提出） 第２６８条　（略） 一　（略） 二　電圧に関する実績　自らの供給区域において、施行規則第３９条に基づき電圧を測定した地点数並びに別表１６－１の維持すべき値を逸脱した地点数及びその比率 三・四　（略） ２　一般送配電事業者は、本機関の要請に応じ、法第２６条第３項及び施行規則第３９条に<u>基づき</u>記録し保存している周波数及び電圧の測定結果並びに電気関係報告規則第３条に<u>基づき</u>国へ報告した供給支障事故の情報その他本機関が前項の評価・分析に当たって必要となる情報を提供しなければならないものとする。	（電力需給等に関する情報の本機関への提出） 第２６８条　（略） 一　（略） 二　電圧に関する実績　自らの供給区域において、施行規則第３９条の<u>規定により</u>電圧を測定した地点数並びに別表１６－１の維持すべき値を逸脱した地点数及びその比率 三・四　（略） ２　一般送配電事業者は、本機関の要請に応じ、法第２６条第３項及び施行規則第３９条の<u>規定により</u>記録し保存している周波数及び電圧の測定結果並びに電気関係報告規則第３条の<u>規定により</u>国へ報告した供給支障事故の情報その他本機関が前項の評価・分析に当たって必要となる情報を提供しなければならないものとする。
（事業者コード等の申請） 第２６９条　（略） ２　（略）	（事業者コード等の申請） 第２６９条　（略） ２　（略）

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
3 本機関は、前各項により申請を受け付けた場合は、申請のあった事業者に対しコードを発行するとともに、その内容を一般送配電事業者に通知する。	3 本機関は、前各項の<u>規定</u>により申請を受け付けた場合は、申請のあった事業者に対しコードを発行するとともに、その内容を一般送配電事業者に通知する。
附則 （平成２６年度までに接続検討の回答を受領した発電設備等系統連系希望者による一般電気事業者に対する電源接続案件募集プロセス開始の申込みの扱い） 第２条 平成２６年度までに接続検討の回答を受領した発電設備等系統連系希望者は、接続検討の回答における系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれず、かつ、工事費負担金対象となる系統連系工事が第１１１条に定める規模以上となる場合には、第７６条に準じて、一般電気事業者に対し電源接続案件募集プロセスの申込みを行うことができるものとする。 （平成２７年度供給計画の案及び供給計画の本機関への提出） 第３条 特定電気事業者及び特定規模電気事業者は、業務規程第２３条及び同規程附則第４条に基づき平成２７年度供給計画の案を本機関へ提出する際は、本機関が定め、本機関のウェブサイトにおいて公表する様式に基づき、電子データで提出するものとする。 ２ 特定電気事業者及び特定規模電気事業者が前項により本機関へ提出する供給計画の案及び経済産業大臣に届けなければならない供給計画は、次の各号に定める期限までに本機関に提出するものとする。 一・二 （略）	附則 （平成２６年度までに接続検討の回答を受領した発電設備等系統連系希望者による一般電気事業者に対する電源接続案件募集プロセス開始の申込みの扱い） 第２条 平成２６年度までに接続検討の回答を受領した発電設備等系統連系希望者は、接続検討の回答における系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれず、かつ、工事費負担金対象となる系統連系工事が第１１１条に定める規模以上となる場合には、第７６条の<u>規定</u>に準じて、一般電気事業者に対し電源接続案件募集プロセスの申込みを行うことができるものとする。 （平成２７年度供給計画の案及び供給計画の本機関への提出） 第３条 特定電気事業者及び特定規模電気事業者は、業務規程第２３条及び同規程附則第４条の<u>規定により</u>平成２７年度供給計画の案を本機関へ提出する際は、本機関が定め、本機関のウェブサイトにおいて公表する様式に基づき、電子データで提出するものとする。 ２ 特定電気事業者及び特定規模電気事業者が前項の<u>規定</u>により本機関へ提出する供給計画の案及び経済産業大臣に届けなければならない供給計画は、次の各号に定める期限までに本機関に提出するものとする。 一・二 （略）
附則（平成２８年４月１日） （同時同量に関する特別措置） 第４条 （略） ２ （略） ３ 実同時同量の契約者は、業務規程第１３７条で定める送電可否判定において、同条第１項で連系線希望計画の一部を送電可能と判定する旨を希望したものとして取り扱う。 ４・５ （略） （リプレース案件系統連系募集プロセスの適用） 第５条 本指針の第７章第３節は、費用負担ガイドラインの公表日（平成２７年１１月６日）以降に発電設備等の廃止に係る供給計画の届出を行った案件について、適用する。	附則（平成２８年４月１日） （同時同量に関する特別措置） 第４条 （略） ２ （略） ３ 実同時同量の契約者は、業務規程第１３７条で定める送電可否判定において、同条第１項の<u>規定における</u>連系線希望計画の一部を送電可能と判定する旨を希望したものとして取り扱う。 ４・５ （略） 第５条 削除
附則（平成２９年９月６日） （施行期日） 第１条 （略） ２ 前項にかかわらず、第３３条、第１３８条から第１３９条の２まで、第１９７条から第２２８条まで、第２３３条、第２３８条、第２４４条及び第２６９条並びに附則第２条から第５条までの規定は、本機関の理事会の議決により定めた平成３０年４月１日から１年以内の日（ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。）から施行する。 ３ （略）	附則（平成２９年９月６日） （施行期日） 第１条 （略） ２ 前項の<u>規定</u>にかかわらず、第３３条、第１３８条から第１３９条の２まで、第１９７条から第２２８条まで、第２３３条、第２３８条、第２４４条及び第２６９条並びに附則第２条から第５条までの規定は、本機関の理事会の議決により定めた平成３０年４月１日から１年以内の日（ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。）から施行する。 ３ （略）
附則（平成３０年６月２９日） （発電制約量の調整） 第２条 一般送配電事業者は、広域連系系統の作業停止計画の調整において、第２４４条第２項に基づき、制約の対象として選定した発電機により定格容量比率按分した発電制約量及び制約の対象として	附則（平成３０年６月２９日） （発電制約量の調整） 第２条 一般送配電事業者は、広域連系系統の作業停止計画の調整において、第２４４条第２項の<u>規定により</u>、制約の対象として選定した発電機により定格容量比率按分した発電制約量及び制約の対象と

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
選定した発電機を発電計画提出者へ通知する。<u>エリア</u>の需給状況等に応じて発電制約量を見直した場合も同様とする。 2 （略） 3 発電計画提出者は、第1項により通知された発電制約量の調整を希望する場合は、発電制約量の通知を受けた一般送配電事業者に希望する発電制約量の調整内容を連絡する。 4～7 （略） （発電制約量の調整の不調時の対応） 第3条 前条第2条第5項による発電制約量の調整が不調となった発電計画提出者は、本機関より再調整の依頼を受けた場合は、発電制約量の再調整を行う。 2・3 （略）	して選定した発電機を発電計画提出者へ通知する。<u>供給区域</u>の需給状況等に応じて発電制約量を見直した場合も同様とする。 2 （略） 3 発電計画提出者は、第1項<u>の規定</u>により通知された発電制約量の調整を希望する場合は、発電制約量の通知を受けた一般送配電事業者に希望する発電制約量の調整内容を連絡する。 4～7 （略） （発電制約量の調整の不調時の対応） 第3条 前条第2条第5項<u>の規定</u>による発電制約量の調整が不調となった発電計画提出者は、本機関より再調整の依頼を受けた場合は、発電制約量の再調整を行う。 2・3 （略）
附則（令和元年7月1日） （施行期日） 第1条 （略） 2 前項にかかわらず、第15条の2から第15条の19まで、第17条、第139条及び第269条の規定は、2019年7月1日から2021年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日（ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。）から施行する。	附則（令和元年7月1日） （施行期日） 第1条 （略） 2 前項<u>の規定</u>にかかわらず、第15条の2から第15条の19まで、第17条、第139条及び第269条の規定は、2019年7月1日から2021年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日（ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。）から施行する。
附則（令和元年12月11日） （施行期日） 第1条 （略） 2 前項にかかわらず、第15条の4の規定は、経済産業大臣の認可を受けた日から令和3年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日から施行する。 3 第1項にかかわらず、第140条の規定は、令和2年4月1日から施行する。 4 第1項にかかわらず、第79条、第80条、第135条、第135条の2、第174条の規定は、令和2年4月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は一般送配電事業者による系統連系技術要件の変更が経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。 （系統連系技術要件の適用） 第2条 本指針の第135条により定める系統連系技術要件は、前条第4項の施行期日以降に系統アクセスにおける契約申込みを行う案件及び電源接続案件募集プロセスにおいて入札を行う案件について、適用する。	附則（令和元年12月11日） （施行期日） 第1条 （略） 2 前項<u>の規定</u>にかかわらず、第15条の4の規定は、経済産業大臣の認可を受けた日から令和3年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日から施行する。 3 第1項<u>の規定</u>にかかわらず、第140条の規定は、令和2年4月1日から施行する。 4 第1項<u>の規定</u>にかかわらず、第79条、第80条、第135条、第135条の2、第174条の規定は、令和2年4月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は一般送配電事業者による系統連系技術要件の変更が経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。 （系統連系技術要件の適用） 第2条 本指針の第135条<u>の規定</u>により定める系統連系技術要件は、前条第4項の施行期日以降に系統アクセスにおける契約申込みを行う案件及び電源接続案件募集プロセスにおいて入札を行う案件について、適用する。
附則（令和2年3月30日） （値差精算権利に係る申請） 第3条 （略） 2 特定負担計画対象者は、前項<u>に基づき</u>申請した内容に変更が生じた場合、本機関に変更申請を行わなければならない。	附則（令和2年3月30日） （値差精算権利に係る申請） 第3条 （略） 2 特定負担計画対象者は、前項<u>の規定により</u>申請した内容に変更が生じた場合、本機関に変更申請を行わなければならない。
附則（令和2年7月8日） （施行期日） 第1条 （略） 2 前項にかかわらず、第33条、第83条、第85条、第88条、第88条の2、第89条、第91条、第93条、第97条、第100条、第101条、第102条、第106条、第112条、第12	附則（令和2年7月8日） （施行期日） 第1条 （略） 2 前項<u>の規定</u>にかかわらず、第33条、第83条、第85条、第88条、第88条の2、第89条、第91条、第93条、第97条、第100条、第101条、第102条、第106条、第112条、

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
0条から第123条の8まで、<u>第130条の規定は、令和2年10月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は全ての一般送配電事業者による電源接続案件一括検討プロセスの導入に関する託送供給等約款の変更の効力が生じた日のいずれか遅い日から施行する。</u> 3 第1項にかかわらず、第26条から第30条の2までの規定は、令和3年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。	第120条から第123条の8まで<u>及び第130条の規定は、令和2年10月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は全ての一般送配電事業者たる会員による電源接続案件一括検討プロセスの導入に関する託送供給等約款の変更の効力が生じた日のいずれか遅い日から施行する。</u> 3 第1項の<u>規定</u>にかかわらず、第26条から第30条の2までの規定は、令和3年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。
（新設）	<u>附則（令和 年 月 日）</u> <u>（施行期日）</u> 第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。 <u>（リプレース案件系統連系募集プロセスに関する経過措置）</u> 第2条 業務規程附則（令和 年 月 日）第3条第1項の規定により、本機関からリプレース該当性判断を行っている案件の通知を受けた一般送配電事業者たる会員は、当該通知を休廃止等手続とみなして、改正後の送配電等業務指針の規定を適用する。 2 この送配電等業務指針の施行の際現にリプレース案件系統募集プロセスを開始している案件については、改正後の送配電等業務指針の規定にかかわらず、なお従前の例による。